2019年度 ▶▶▶ 2023年度

# 第3次綾部市環境基本計画

# 美しい山河のもとで ゆったりやすらぎのまち 綾部



平成31年3月 京都府綾部市



# はじめに

綾部市では、平成26年3月に計画期間を5か年とした第2次綾部市環境基本計画を策定し、「美しい山河のもとで ゆったりやすらぎのまち 綾部」を基本目標に、「水と緑そして星空のまち」、「循環と調和のまち」、「地球環境を守るまち」、「参加と創造のまち」の目指すべき4つの環境像を掲げ、この実現に向けた環境保全に関わる施策を推進してまいりました。

今回、この第2次綾部市環境基本計画が終了することから、様々な環境問題を取り 巻く社会の変化や国・府の動向、また、これまでに綾部市が行ってきた環境施策の点 検、評価を踏まえ、新たな目標及び課題を明確にし、今後の施策を推進していくため に第3次綾部市環境基本計画を策定しました。

今日の環境問題は、地球温暖化をはじめ、エネルギー問題や豪雨などの異常気象、 過疎化・高齢化の進行による農地・山林の荒廃、資源の枯渇など地球規模での環境問題が深刻化しており、環境負荷の低減を図り、環境保全に積極的に取り組む必要があります。

本市におきましては、前計画の目指すべき4つの環境像を継承し、環境に配慮した 持続可能な社会づくりのため、市民・団体・事業者が協働して、環境の保全と快適な 環境の創造に努めていきたいと考えておりますので、皆様方のご協力と取組への参加 を心からお願いいたします。

最後に本計画の策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました綾部市環境 審議会委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民や事業者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

绿部市县 山南着边

# 目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1.1	綾部市の地勢と沿革	1
1.2	基本項目	3
第2章	綾部市における環境への取組と課題	9
2.1	第2次綾部市環境基本計画における取組と課題	9
第3章	目指すべき環境像	23
3.1	目指す環境像	23
3.2	施策の構成	24
第4章	環境像の実現に向けた施策と行動	25
4.1	「水と緑そして星空のまち」に向けて	25
4.2	「循環と調和のまち」に向けて	42
4.3	「地球環境を守るまち」に向けて	46
4.4	「参加と創造のまち」に向けて	50
第5章	計画の進め方	55
5.1	計画の推進体制	55
5.2	計画の進捗管理	56
5.3	計画の普及・広報	57
5.4	財源の確保等	57
第6章	資料編	58
資料1	l 用語集	58
資料2	2 アンケート調査結果	61
資料3	8 綾部市の現況	77

本文中の※印は資料編に用語解説があります。

# 第1章 計画の基本的事項

# 1.1 綾部市の地勢と沿革

# 1.1.1 地勢

綾部市は、京都府のほぼ中央部北寄りに位置し、市境界は、舞鶴市、福知山市、南丹市と船井郡京丹波町及び福井県に接しています。市の面積は、347.10平方キロメートルと京都府の7.5パーセントを占めています。

市域を見ると、約8割が森林で、丹波山地から流れ出る由良川水系と伊佐津川水系によって平野部が構成されている自然豊かな、歴史と文化に彩られた田園都市です。

一方では、舞鶴若狭自動車道と京都縦貫自動車道の開通や国道27号と国道173号、 また、鉄道ではJR山陰本線と舞鶴線などにより、京阪神と日本海地域を結ぶ交通の要 衝地となっており、各地域との良好なアクセス環境を有しています。

また、繊維産業をはじめとする多様な産業が集積するものづくりのまちです。



## 1.1.2 沿革

戦後の平和国家としての再出発の中で、昭和 25 年 8 月 1 日、綾部市は市制を施行し、同年 10 月 14 日には全国に先駆けて「世界連邦都市宣言」(平和都市宣言)を行いました。その後、昭和 28 年 9 月の台風 13 号による大水害や、財政危機に見舞われながらも、それらを乗り越えて市の基盤をつくり上げてきました。

綾部市の中心的産業であった繊維産業の衰退などによって過疎化が進行し、人口が減少してきましたが、本市では、京都府綾部工業団地、綾部市工業団地の造成や積極的な企業誘致、商業振興に向けたまちづくりなど経済基盤の整備や、桜が丘団地の造成、水洗化区域の拡大などによる都市基盤・生活基盤の整備に取り組んでいます。また、鉄道の電化・高速化や、舞鶴若狭自動車道、京都縦貫自動車道の全線開通により、大都市圏とも短時間で結ばれるようになり、利便性が向上しています。

一方で、このように、社会基盤を充実させながらも、豊かな自然の中で暮らし続けられるように資源循環型の社会づくりを進めてきました。また、時代の変遷に伴い人々の価値観が多様化し、自然豊かな農村環境や田舎暮らしが見直されている中、農村、里山など綾部の豊かな自然を「財」として活用する農村都市交流や定住促進などに取り組んでいます。

さらに、過疎・高齢化が進行し、コミュニティの維持等が困難な状況にある集落が全国各地に拡大している中、平成 18 年 12 月には、全国初の「水源の里条例」を制定し、「上流は下流を思い、下流は上流に感謝する」という理念の下、水源の里活性化事業を展開しています。

# 1.2 基本項目

## 1.2.1 計画策定の趣旨

綾部市環境基本計画は、綾部市環境基本条例に基づき、市の環境を保全し快適な環境を創造する施策を中長期的視点に立って総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 11 年 3 月に策定されました。その後、社会経済状況の変化等により 5 年ごとの見直しを行い、平成 26 年 3 月には「第 2 次綾部市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策を推進してきました。

この間、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うエネルギー問題、 廃棄物の不法投棄の多発、過疎化・高齢化の進行による農地・山林の荒廃など、状況は 大きく変化してきました。また、地球温暖化\*の顕在化、豪雨などの異常気象の増加、 資源の枯渇など地球規模の環境問題が進行しています。

こうした状況の中、国では、環境保全施策の総合的な推進を図るために、「第五次環境基本計画」(平成30年4月)を策定しました。この計画は、世界が将来を共有する目標としての「SDGs」(持続可能な開発目標)の考え方を活用し、「行政、地域、企業、NPO、市民等の多様な主体の参画」、「環境配慮を経済社会システムに織り込む」、「環境政策を通じて経済・社会的課題を統合的に解決する」といった観点が重視されています。

また、環境分野別には、今後の自然共生社会のあり方等を示した「生物多様性国家戦略 2012-2020」(平成 24 年 9 月)、温室効果ガス\*の削減目標及び方策等を示した「地球温暖化対策計画」(平成 28 年 5 月)、「気候変動適応計画」(平成 30 年 11 月)、食品ロス削減や海洋ごみ対策等の方向性等を示した「第四次循環型社会形成推進基本計画」(平成 30 年 6 月)などを策定し、様々な取組を進めています。

京都府では、環境の保全と創造に関する施策の方向性を示した「新京都府環境基本計画」(平成22年10月)を策定しています。

また、環境分野別には、温室効果ガスの削減目標及び方策を示した「京都府地球温暖化対策推進計画」(平成23年7月)、持続可能な社会づくりの取組を進めるための「京都府循環型社会形成計画(第2期)」(平成29年3月)、生物多様性\*の保全と持続可能な利用を定めた「京都府生物多様性地域戦略」(平成30年3月)などを策定し、自然と共生する美しい都市づくり・地域づくりを進めています。

この第3次綾部市環境基本計画は、様々な環境問題を取り巻く社会の変化や国・府の動向、また、これまでに綾部市が行ってきた環境施策の点検、評価を踏まえて新たな目標及び課題を明確にし、今後の施策を推進していくために策定するものです。

#### **SDGs**

2015年9月の第70回国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

この中で、2030年までに取り組むべき課題として、「貧困と飢餓への終止符」、「国内的・国際的な不平等との戦い」、「平和で包摂的な社会を打ち立てること」、「人権を保護しジェンダー平等と女性・女児の能力強化を進めること」、「地球と天然資源の永続的な保護の確保すること」を挙げています。また、持続可能で、包摂的で持続可能な経済成長、共有された繁栄及び働きがいのある人間らしい仕事のための条件を作り出すことも決意しています。

SDGs (持続可能な開発目標) は、こうした課題などを踏まえて、先進国、開発途上国も同様に含む国際社会全体が 2030 年までに達成すべき目標として定められたものです。

これらの目標は、統合され不可分なものであり、持続可能な社会の三側面(経済、社会及び環境)を調和させるものであると謳われています。

わが国では、2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、同年 12 月に今後の日本の取組の指針となる「SDGs実施指針」が決定されています。

また、平成30年に策定された、国の第五次環境基本計画においては、今後の環境政策の展開の基本な考え方の一つとして、「SDGsの考え方の活用」を挙げています。

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS

世界を変えるための17の目標



↑ 貧困を なくそう





























資料:国際連合広報センターホームページ

SDGsの17の目標

## 1.2.2 計画の理念

綾部市環境基本条例に掲げられた4つの基本理念を本計画の理念とします。

# 豊かな環境の享受と継承

市民が安心・安全で健康かつ快適な暮らしを営むことのできる健全で恵み豊かな環境の享受と、将来の世代への継承

#### すべての人々の参加と協働

すべての人々の参加と協働による環境への負荷の少ない、持続 的発展が可能な社会の構築

#### 人と自然との共生

人と自然が共生し、自然とのふれあいのある快適な環境の保全 及び創造

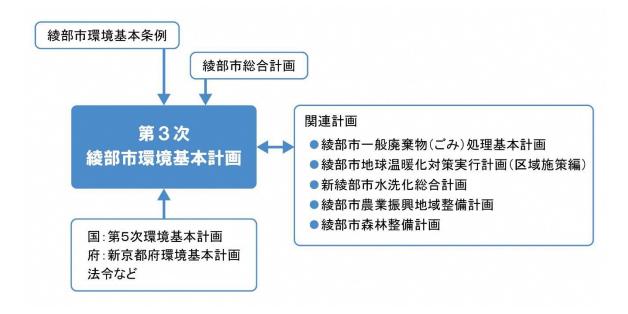
#### 地球環境の保全推進

市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保するため、すべての事業活動及び日常生活における地球環境保全の推進

# 1.2.3 計画の位置づけ

本計画は、綾部市環境基本条例第8条に基づき、環境の保全と快適な環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

本計画は、本市の最上位計画である綾部市総合計画の将来都市像の実現を環境面から計画的に推進するものであり、各種の環境関連法規に対応した実施計画の上位にあって綾部市の全環境関連施策を取りまとめるものです。



#### 1.2.4 計画の役割

#### (1)目指すべき環境像

綾部市が目指すべき将来の環境像を明らかにするものです。

#### (2) 綾部市の環境施策の指針

綾部市環境基本条例の理念を実現するため、長期的視点で綾部市の取組を総合的・計画的に進めるための施策の指針となるものです。

#### (3) 実現のためのロードマップ

目指すべき環境像実現のため達成すべき目標と施策、各主体の果すべき役割を提示します。

#### (4) 各主体の連携

綾部市の環境保全を担う市民・団体・事業者の理解を深めて積極的な参画を促すとと もに、各主体の連携により取組の相乗効果を図ります。

## 1.2.5 計画の期間

本計画は、めまぐるしく変化し続ける環境問題に柔軟に対応するために、5か年の計画とします。

#### 計画の期間

2019年度(平成31年度)から2023年度(平成35年度)まで

# 1.2.6 計画の対象分野

計画の対象範囲は下表のとおり、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」「環境行動」の5分野を対象とします。

分 野	対象とする環境要素			
自然環境	植生、植生自然度、野生動物、環境保全地区等			
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、廃棄物等			
快適環境	上水道・簡易水道の状況、下水道整備の状況、公園整備の状況、歴史			
	的文化的遺産、触れ合い活動の場等			
地球環境	地球温暖化問題、環境エネルギー問題、グリーン経済、環境経営等			
環境行動	環境情報、環境教育•学習、行動支援、市民協働			

## 1.2.7 計画策定の考え方

本計画の策定にあたっては、前計画における基本目標や環境像を継承しながら、近年の社会変化や本市の環境の状況、市民及び事業者を対象に行った環境に関する意識調査結果を踏まえた計画とします。

## 1.2.8 市民・団体・事業者・行政の役割

今日の環境問題は、市民の日常的な生活や事業者の普段の事業活動に原因を持つ部分が多くなっており、その解決のためには、行政による規制だけでなく、市民・団体・事業者及び行政がそれぞれの役割を遂行するよう参加と協力が必要となってきます。

市民・団体・事業者及び行政は、それぞれの役割を果たすとともに協働して環境の保全と快適な環境の創造に努めるものとします。

#### (1) 市民の役割

#### ① 環境への理解と日常生活に伴う環境への負荷の低減

- ・市民は、環境の保全と快適な環境の創造に関心を持ち、理解を深めます。
- ・ また、その取組を自主的・積極的に行い、日常生活から生じる環境への負荷を減らす よう努めます。

#### ② 市が行う環境施策の推進に協力

・市民は、自ら環境の保全に努めるとともに、市が行う環境施策の推進に協力します。

#### (2) 団体の役割

#### ① 環境に関する知見の提供とネットワークの活用

・環境の保全と快適な環境の創造を目指す団体は、環境に関する知見を市民等に提供するとともにネットワークを活用して各々の目的を達成するように取り組みます。

#### ② 市が行う環境施策の推進に協力

・ 団体は、組織力を活用して環境の保全に努めるとともに、市が行う環境施策の推進に協力します。

#### (3) 事業者の役割

#### ① 環境経営の取組

- ・事業者は、事業活動に伴って生じる環境負荷を低減させるため環境マネジメントシステムなど環境経営を進めます。
- ・ また、環境に有益な製品やサービスの開発・提供による地域経済の発展、グリーン化 に取り組みます。

#### ② 企業の社会的貢献活動(CSR)

・事業者は、地域社会の主要な構成者として地域的課題の解決に可能な範囲で協力するよう努めます。

#### ③ 市が行う環境施策の推進に協力

・事業者は、自ら環境の保全に努めるとともに、市が行う環境施策の推進に協力します。

#### (4) 行政の役割

#### ① 環境施策の策定と実施及び市民・団体・事業者の協力・連携の促進

・市は、市域の自然的条件や社会的条件に応じて、総合的かつ計画的な環境施策を策定 し、実施します。施策の推進に当たっては、市民・団体・事業者の参加と協力を得る よう努めます。

# ② 市民・団体・事業者が行う環境活動への支援

・ 市は、市民・団体・事業者が行う環境活動に対して、可能な支援をします。

#### ③ 市の施策に伴う環境への負荷の低減

市は、施策の実施に伴って生じる環境への負荷を減らすよう取り組みます。

#### ④ 国・京都府及び他自治体との協力

・ 市は、必要に応じ、国・京都府及び周辺自治体と協力し、環境の保全と創造のための 施策を推進します。

# 第2章 綾部市における環境への取組と課題

# 2.1 第2次綾部市環境基本計画における取組と課題

平成 26 年度から平成 30 年度までを計画期間とした第 2 次綾部市環境基本計画では、「水と緑そして星空のまち」「循環と調和のまち」「地球環境を守るまち」「参加と創造のまち」の 4 つの環境像を掲げ、その実現のために様々な施策を展開してきました。

# 2.1.1 「水と緑そして星空のまち」に向けた取組と課題

#### 目標 清流を守り、誰もが水と触れ合えるまち

生活排水対策として、生活環境の改善と公共用水域の水質保全等の観点から、市内全域の水洗化の実現を目指して計画的に下水道整備を進めてきました。この結果、平成 29 年度末での汚水処理人口普及率は、順調に増加し 80.0%となっています。しかし、京都府内では低い水準にあり、進捗が遅れていると言えます。公共用水域の水質保全と市民の快適な生活環境を確保するためには、更なる事業の推進が必要です。

表 汚水処理人口普及率

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
汚水処理人口普及率	72. 5%	75. 7%	76.0%	80. 0%

事業所排水対策として、工業団地等に立地する事業所に対しては、水質汚濁防止法や京都府環境を守り育てる条例に基づき、京都府や関係機関と連携して水質汚濁防止に向けた指導を行いました。また、公害防止協定や環境保全協定に基づき、定期的に排水の水質の監視を行ってきました。

また、啓発活動として、由良川水質汚濁防止連絡協議会に参画し、京都府、兵庫県、 関係市町と連携した監視活動や河川愛護の啓発活動や、上林川を美しくする会や綾部高 校と連携して活動を行っています。

こうした成果もあり、市内の主要河川(由良川、八田川、犀川、上林川)では、BOD \*、pH は各観測地点ともに環境基準を達成しています。引き続き、良好な水質環境の維持に努める必要があります。

表 主要河川のBOD環境基準適

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
主要河川のBOD 環境基準適合率	100%	100%	100%	100%

#### 目標 澄んだ空気の中で、美しい星空が見渡せるまち

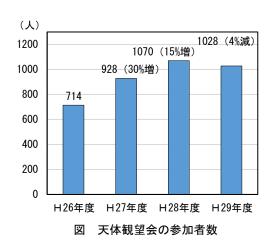
大気汚染防止対策として、大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例、公害防止協定、環境保全協定等により、京都府と連携し排ガスの監視と指導を行うとともに、排ガス量の減少に向けた啓発活動などを行い、大気環境への負荷の低減に努めました。

その結果、大気汚染に関わる環境基準のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、微小粒子状物質(PM2.5)、一酸化炭素は、環境基準を達成しました。

しかし、光化学オキシダントについては、環境基準を満たせない日がありました。今後、国や府などのあらたな対策方針などに注目していく必要があります。

ごみの野焼き対策として、野焼き行為の通報に対して、行為者に現場で直接指導を行うなどの対応を行いました。また、廃棄物の正しい処理方法等について、広報「ねっと」への掲載や野焼きの禁止のちらしを組回覧するなどの周知を行いました。

また、空気がきれいなことの大切さを感じ取って もらいながら天体観望会を実施しています。特別観 望会といったイベントを開催するなどの創意工夫 や各種の広報媒体を活用したことで毎年参加者数 は増加の傾向にあり、概ね対前年度比 2%増という 計画目標を達成しています。



# 目標 騒音・振動公害や有害化学物質による汚染のないまち

工場等の騒音・振動防止対策として、騒音規制法、 振動規制法、京都府環境を守り育てる条例などに基 づき、特定施設設置等の届出の際には、騒音、振動 の防止対策について指導を行いました。

また、綾部工業団地等の事業所においては、公害 防止・環境保全協定に基づく環境測定の報告等によ り監視を行いました。

しかし、騒音や振動に該当する苦情件数は増加傾向にあり、苦情件数ゼロの目標を達成できませんでした。今後も事業者に対して、監視や指導を行うとともに、環境保全に関する情報提供などを進める必要があります。



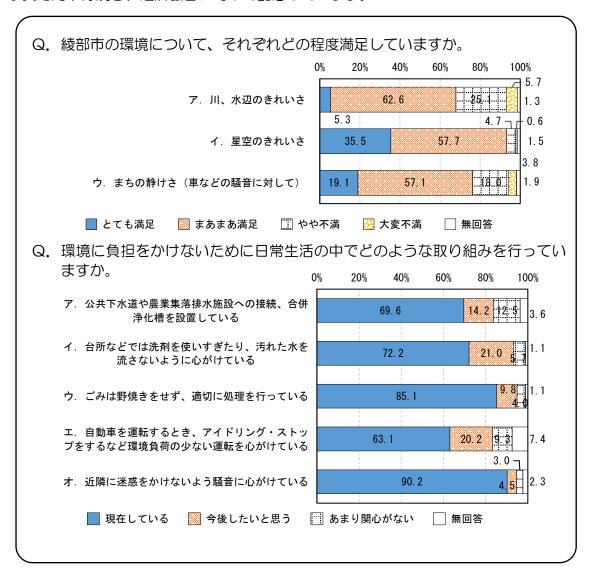
図 騒音・振動の苦情件数

ダイオキシン類\*の排出については、不適切な焼却行為や焼却炉の不十分な管理に対して、京都府や関係機関と連携して監視しています。今後も、適正に排出基準が満たされるように監視していきます。

# 市民意識調査結果から

市民意識調査で、綾部市の「川、水辺のきれいさ」、「星空のきれいさ」、「まちの静けさ(車の騒音に対して)」についての満足度を尋ねた結果では、すべての項目で過半数以上の市民が「とても満足」、「まあまあ満足」と回答しています。一方で、「川、水辺のきれいさ」については3割程度の市民が、また、「まちの静けさ(車の騒音に対して)」については、2割程度の市民が「やや不満」、「大変不満」と回答しています。

環境に負担をかけないために日常生活の中での取り組みについては、多くの市民が、 水質汚濁や野焼き、近隣騒音に対して配慮しています。



#### 目標 緑の中で快適な市民生活を営むことのできるまち

緑化の推進の取組として、緑の中で快適な市民生活を営むことのできるまちを目指し綾部市環境市民会議と連携し、沿道のフラワーポットに植栽を行いました。今後も沿道緑化の取組を広げることが必要です。

森林経営計画は、集約化と計画策定が順調に進み、 累計 10 件の計画目標値を達成しました。

森林が持つ水源のかん養や災害の防止、生物多様性\*の保全、地球温暖化\*の防止、木材等の林産物供給など、多面的な機能を発揮させるため、引き続き、森林経営計画の策定を推進していきます。

緑化思想の普及啓発として、綾部市シルバー人材センターが開催する由良川花壇展、菊花展、葉ぼたん展において、後援や市長賞の授与を行うなど、イベントによる普及啓発に取り組みました。

しかし、綾部市シルバー人材センターが実施する 緑化普及イベントの参加者数は減少傾向にあるこ とから、引き続き各種イベントを支援するなど、よ り一層普及啓発に取り組む必要があります。

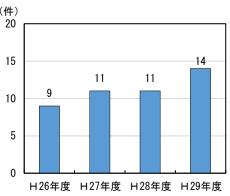


図 森林経営計画策定件数 (累計)

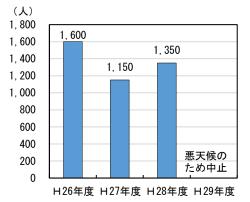


図 緑化普及イベント (コスモス祭) 参加者数

#### 目標 自然と人間が共生するまち

貴重な自然の保全として、京都府広域緑地計画に基づき検討が進められてきた由良川 上中流地域が、平成28年3月に「京都丹波高原国定公園」として指定されました。そ の他、市内にも貴重な自然が豊富にあることから、国、府、大学、環境保全団体や市民 との連携、協力体制を構築しながら、保全を促進していく必要があります。

近年、森林環境の悪化や耕作放棄地などの増加からシカ、イノシシなどが里に出没し、 農作物被害が生じています。野生動物との共生を確保するため、電気柵や金網柵などの 鳥獣侵入防止柵の設置を促進しました。また、人と鳥獣との適切な関係を構築するため、 国や京都府、地元と連携して鳥獣保護管理事業を実施しました。

これまでに総延長約 550km の防護柵を設置しましたが、有害鳥獣による被害面積 や有害鳥獣による被害額は目標を上回っている状況です。また、経年劣化している防護 柵も見られることから、施設の更新と維持管理が課題となっています。



図 有害鳥獣による被害面積および被害額

自然災害に強いまちづくりへの取組みとして、自主防災組織設立の育成を図り、6つの連合会組織と140の自治会で自主防災組織が設置されました。

住民への防災情報の伝達においては、全国瞬時警報システム(J-ALERT)や防災行政デジタル無線、FMいかるへの緊急割込み放送、携帯電話を活用した緊急速報メール、市のホームページ、車両による広報のほか、各自治会連合会が運営するメールマガジンやライフビジョンでの情報伝達、FMいかるの可聴区域の拡大など、情報伝達手段の多重化に取り組みました。

今後は、市民にこれらの情報伝達手段が浸透するよう周知する必要があります。

#### 目標 豊かな自然の恵みを地域の活性化や農林業の振興に活かすまち

環境問題に対する社会的な関心が高まる中で、農 業生産も環境保全を重視し、地球温暖化\*防止や生 物多様性\*保全に積極的に貢献するため、本市は 『環境保全型農業直接支払交付金<sup>※</sup>』の支援を行っ ています。また、化学肥料・化学合成農薬の使用を 減らして栽培するエコファーマー\*認定者の取組 が継続、推進されるよう、引き続き支援を検討して いく必要があります。

また、地産地消※の促進として市内の小・中学校 で同じ日に同じメニューの給食を食べる「あやべ丸 ごといただきます。あじわいランチの日」で特産品 を取り入れた取組を行いました。

今後も地域特産品などを活用し、特産品の振興、 地産地消の推進を図ることが重要です。

林業の振興と環境保全の取組として、森林の間伐 を行っています。間伐は林産物の生産だけでなく、 水源のかん養や災害の防止、地球温暖化の防止など、 森林の持つ多面的な機能を発揮させるために重要 ですが、災害等の影響もあり、目標値を達成するこ とが出来ませんでした。

引き続き間伐などの森林整備を進めるとともに、 間伐材の利用がしやすい環境整備を行い、地元木材 の有効活用を促進する必要があります。

地域資源の活用と発信として、「あやべ定住サポ ート総合窓口」を活用し、空き家の有効利用と農村 への人口流入、農村の活性化を図るため様々な情報 提供や就農・就職の支援、定住後の地域生活のサポ ートなど定住に向け積極的に支援を行いました。

その結果、目標値である年間 15 世帯の定住世帯 を達成しています。引き続き、定住に向け各支援を 推進する必要があります。

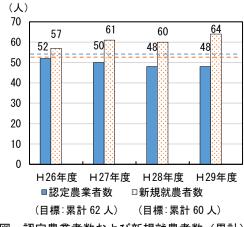
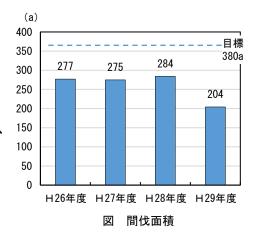


図 認定農業者数および新規就農者数 (累計)



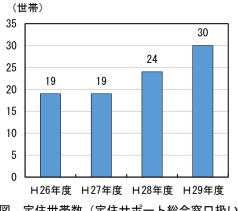
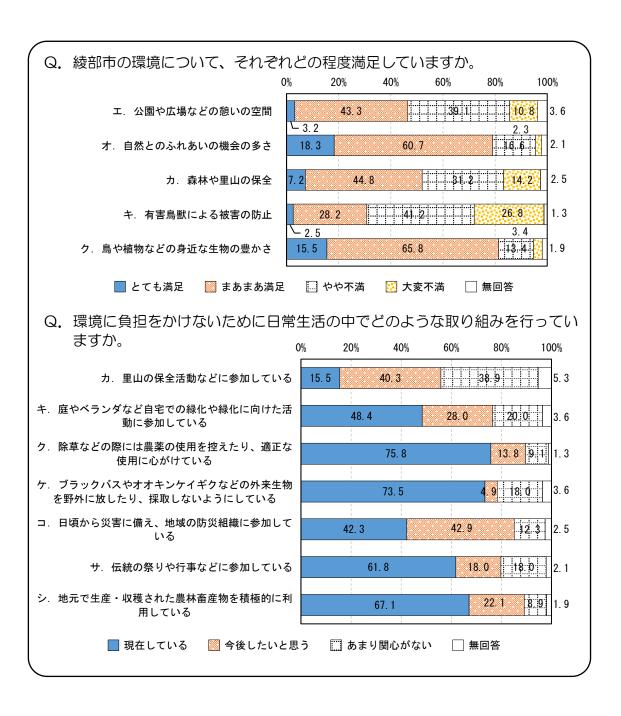


図 定住世帯数 (定住サポート総合窓口扱い)

# 市民意識調査結果から

市民意識調査で、綾部市の自然環境についての満足度を尋ねた結果では、「自然とのふれあいの機会の多さ」、「鳥や植物などの身近な生物の豊かさ」の項目で8割程度の市民が「とても満足」、「まあまあ満足」と回答しています。一方で、「公園や広場などの憩いの空間」、「森林や里山の保全」、「有害鳥獣による被害の防止」についての満足度は低く、多くの市民が「やや不満」、「大変不満」と回答しています。

自然環境の向上に関する取り組みについては、多くの市民が、除草剤等の抑制、緑化、外来種対策などに取り組む一方で、「里山の保全活動」についての取組みは少ない傾向にあります。あまり関心がないとする理由については「どうやって取組めばよいかわからない」との回答が4割近くを占めています。



## 2.1.2 「循環と調和のまち」に向けた取組と課題

#### 目標 循環型社会の形成と推進

ごみ減量の推進に向け、ごみの分別の徹底を図るため、ごみの区分や出し方について ごみマナー等の各戸配布やホームページへの掲載による周知を行いました。また、リサイクル推進員と連携し、ごみ分別指導を行いました。

雑紙を含む紙類の資源化を図るため、地域住民の自主的な資源回収を支援し、市民の ごみ減量とリサイクルを推進しました。今後も回収量の増加に向けた啓発が必要です。

綾部市環境市民会議では、年間を通じて生ごみ対策として廃食油の回収事業など資源の再利用と環境保全に向けた様々な事業に積極的に取り組んでおり、市ではその支援を行っています。

市民・団体・事業者・行政でごみの減量や資源化に関する取組が進められたことで、 ごみ収集量は年々減少傾向にあります。持続可能な循環型社会を実現するために、3R (リデュース、リユース、リサイクル)の定着と推進により一層取り組み、ごみの減量 化・資源化に向けた取組を推進することが重要です。

		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
可燃ごみ		8, 583 kg	8, 355 kg	8,032 kg	7, 750 kg	7,539 kg
	うち家庭系	6, 313 kg	6, 181 kg	6,000 kg	5, 745 kg	5, 568 kg
	前年度比	-	-2.1 %	-2.9 %	-4.3 %	-3.1 %
不燃ごみ		764 kg	771 kg	860 kg	806 kg	975 kg
	うち家庭系	703 kg	751 kg	836 kg	782 kg	908 kg
	前年度比	-	6.8 %	11.3 %	-6.5 %	16.1 %
団体等による 紙類の回収量		1,279 t	1,281 t	1, 241 t	1,182 t	1,135 t

表 可燃ごみ及び不燃ごみ収集量、団体等による紙類の回収量の推移

不法投棄対策として、自治会やリサイクル推進員に情報提供を依頼し、早期発見と早期対応に努めました。また、警察等と連携して、警告看板、防犯力メラ設置等の対策を進めました。

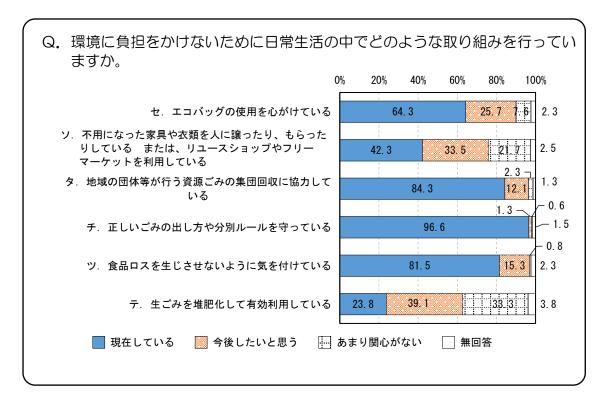
今後も廃棄物の不法投棄の情報収集・指導・啓発などについて、関係機関と連携して 取り組みます。

一般廃棄物処理施設の整備等として、綾部市クリーンセンターにおいては、ごみ固形燃料(RDF)\*を市外の業者に処理委託し、排熱利用並びに焼却灰のセメント原料への再利用等資源循環型処理となるよう図っています。また、安定したごみ処理が行えるよう施設の大規模修繕等を計画的に実施しています。

# 市民意識調査結果から

循環型社会の形成に関する取り組みについて質問したところ、8割以上の市民がごみの適正な分別、食品ロスの低減に取り組んでいることが分かりました。また、「地域の団体等が行う資源ごみの集団回収に協力している」との回答が84.3%見られています。 資源化に対する市民意識が高いことが分かります。

一方で、不用品のリユースへの取り組みを行っている割合は 42.3%、これから取り組みたいとする回答が 33.5%となっています。



#### 目標 省エネルギーと省資源を進めるまち

省エネルギー・省資源の推進を図るために、市役所庁舎などの公共施設の照明をLED 照明に、エアコンを省エネタイプに一部更新したほか、エアコンの温度設定管理、照明の不要な時間・箇所の消灯、パソコンの省電力設定や不在時の電源オフなどに取り組みました。また、広報ねっとやFM いるかなどを通じて、省エネルギーに対する啓発を行いました。

引き続き、省エネルギーの取組について周知に努めるとともに、施設整備の際には省エネルギーに配慮した設備を積極的に採用するなどの取組が重要となります。

また、公共交通機関の利用促進による自動車からの温室効果ガス\*排出量の削減のため、利用状況や交通状況に合わせて「あやバス」の運行ダイヤ改正等を行ってきましたが、バス乗車人数は目標を達成できていません。

今後も環境負荷の軽減に向けて公共交通の利用促進に継続して取り組む必要があります。

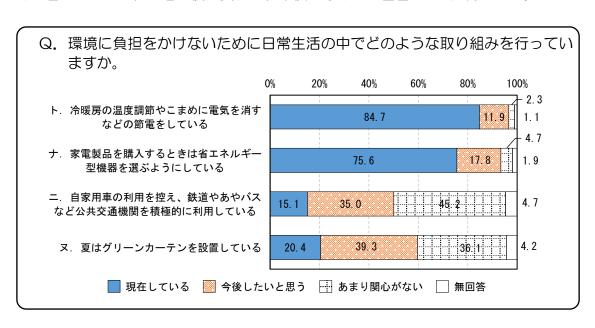
表 あやバス乗車人数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
あやバス乗車人数	208, 942 人	217, 824 人	213, 980 人	205, 670 人

# 市民意識調査結果から

省エネルギー・省資源に関する取り組みについて質問したところ、8割以上の市民が 冷暖房の温度調節やこまめに電気を消すなどの節電に取り組んでいることが分かりま す。

一方では、自家用車の利用を控え、鉄道やあやバスなど公共交通機関を積極的に利用しているとする回答が 15.1%でした。あまり関心がないとする回答が 45.2%であり、その理由としては、生活習慣が変わる、不便になるとの回答が 55.9%でした。



#### 2.1.3 「地球環境を守るまち」に向けた取組と課題

#### 目標 地球環境の保全のために足元から行動するまち

本市では地球温暖化\*防止について、市民・民間 団体・事業者・行政が、それぞれの立場と役割で、 「温室効果ガス\*\*削減」に取り組んでいくことを目 的として、平成28年3月に綾部市地球温暖化対 策実行計画(区域施策編)を策定しました。

地球温暖化防止啓発活動として、市広報紙にお いて「CO<sub>2</sub>削減/ライトダウンキャンペーン」を 掲載し、ライトダウンを呼びかけました。また、 省エネ・節電対策として、クールスポットを設置 し、市広報誌やFMいかるで省エネルギーや節電 の呼びかけを行いました。

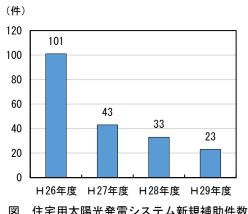


図 住宅用太陽光発電システム新規補助件数

自然エネルギーの普及促進として、住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を設け、 市民の太陽光エネルギーの活用を支援しました。ホームページや市広報誌に掲載するな ど制度の周知を図りましたが、固定買取価格制度による売電価格の引き下げ等もあり、 補助件数は目標を達成できていません。

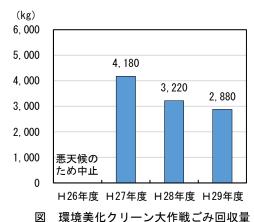
普段の生活や事業活動の中で温室効果ガスの削減に繋がる行動の心がけを広げてい けるよう、情報発信や啓発活動を行うとともに、地域の資源を活かした再生可能エネル ギー等の導入などにより、地球温暖化防止を進めていく必要があります。

#### 目標 平和と環境のための国際交流・国際協力の進んだまち

「平和と環境の日」関連行事として、「平和と環 境の日記念・地球市民の集い」を開催し、「世界連 邦推進綾部市小・中学生ポスター、作文コンクー ル」を実施しています。

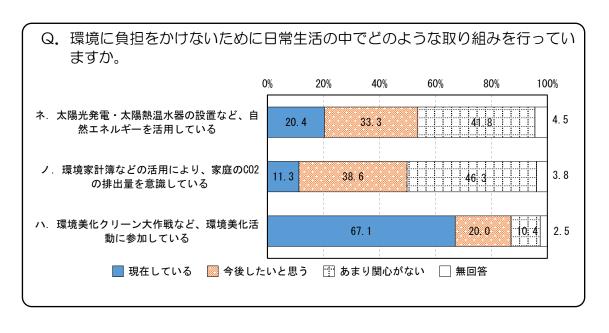
また、綾部市環境市民会議が実施する「環境美 化クリーン大作戦」や「環境こども作品コンクー ル」を支援しました。事業の取り組みにより、環 境美化クリーン大作戦におけるごみ回収量は年々 減少しています。

中国・常熟市などとの友好交流都市と国際交流 を行うとともに、「飛び立て!中学生海外派遣事業」 などによるグローバル人材の育成に努めました。



# 一市民意識調査結果から

自然エネルギーの活用に関する取り組みについて質問したところ、太陽光発電・太陽 光温水器の設置など、自然エネルギーを活用している回答は 20.4%でした。あまり関 心がないとする回答が 41.8%であり、その理由としては、費用がかかるとの回答が 49.2%となっています。



# 2.1.4 「参加と創造のまち」に向けた取組と課題

#### 目標 誰もが環境について学び、考えるまち

学校教育における環境教育の推進として、子どもたちが身近な環境や環境問題に関心を持ち、人間と環境の関わりについて理解を深めるように取り組んでいます。

小・中学校ではゴミゼロ運動や水や電気の節約などを訴える環境活動に児童生徒が主体的に取り組み、環境問題に対する意識を高めています。

引き続き、学校での環境教育を推進するとともに、地域や家庭においても環境行動に取り組めるよう意識の定着を図る必要があります。

地域社会における環境教育の推進として、各地 区公民館の活動において「環境美化活動」などを 実施しています。また、高齢者学級や女性団体等 がクリーンセンター見学や出前講座により、ごみ の分別やリサイクル等に関する環境学習を実施し ました。

今後も、出前講座や広報紙、ホームページ等を通 じて環境問題に関する情報を発信していくことが必 要です。

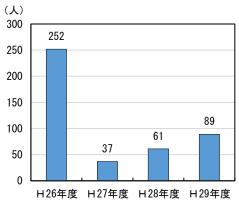


図 環境をテーマとした出前講座参加人数

#### 目標 地域と地球の環境の保全と創造に誰もが参加するまち

環境保全団体など市民の自主活動への支援として、綾部市環境市民会議と上林川を美しくする会が行った環境保全活動に対して積極的に参画しました。

また、ボランティア活動の支援として上林川を 美しくする会や綾部高校が実施する水環境の保全 活動に参画し、活発に活動が行われるよう支援し ました。

今後も環境問題の解決に向け、市民・団体・事業者・行政による協働の取組をより一層推進するための支援、啓発が必要です。

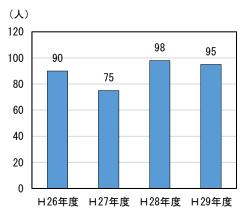
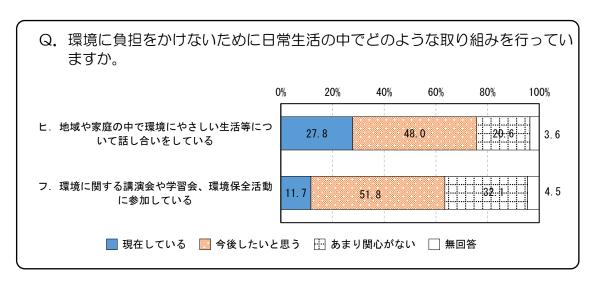


図 上林川を美しくする会葦刈り等参加者数

# 一市民意識調査結果から

環境への関心や環境保全活動への参加について質問したところ、環境に関する講演会や学習会、環境保全活動に参加しているとの回答が 11.7%でしたが、今後したいと思うとする回答は 51.8%となっています。



# 第3章 目指すべき環境像

# 3.1 目指す環境像

平成 28 年 3 月に策定された「第 5 次綾部市総合計画 後期基本計画」では、「住んでよかった…ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」を将来の都市像としています。

本計画は、この総合計画を環境の側面から総合的・体系的に推進し、環境保全に関して、綾部市における施策、事業の基本となり、また、市民・事業者の環境に配慮した生活、事業活動の指針となるものです。

また、平成 11 年 3 月に策定した環境基本計画では『美しい山河のもとで ゆったり やすらぎのまち 綾部』を基本目標に掲げ、綾部市が目指すべき 4 つの環境像を示し、推進してきました。これらは本市が豊かな自然の恵みを享受し、これを後世に引き継ぐことを目指した長期的な目標であることから、引き続き本計画においても目指すべき環境像として掲げ、計画を推進していきます。

# 美しい山河のもとで ゆったりやすらぎのまち 綾部

400

環境像

# 水と緑そして星空のまち

#### 自然共生社会の実現

豊かな自然の恵みを享受し 動植物や水辺での触れ合い が進んでいます。

#### 地球環境を守るまち

#### 低炭素社会への移行

地球環境に負荷をかけない 社会づくりが進んでいます。

# 循環と調和のまち

#### 循環型社会の構築

3Rが徹底され、環境と経済 が好循環される社会構造に 移行しています。

#### 参加と創造のまち

#### 参加と連携

市民・団体・事業者・行政な ど各主体の自主的参加が進 んでいます。

#### 23

# 3.2 施策の構成

4つの環境像の実現を図るために、以下の施策を推進します。

基本目標	環境像	施策	
		8071	1 生活排水対策
			2 事業所排水対策
		(1)清流を守り、水との触れ合いを保つために	3 水質汚濁に関する監視・指導等
			4 親水空間等の整備
	1		5 広域的取組と啓発
			1 大気汚染防止対策
	水	(2)美しい星空と、澄んだ空気のために	2 ごみの野焼き対策
	ح =		3 澄んだ大気維持のための啓発
	緑 そ	(の) 歴史に暮らせて出る地はのために	1 騒音・振動、悪臭防止対策
美	U	(3)健康に暮らせる生活環境の維持のために	2 有害化学物質対策
	て		1 ゆとりと潤いのあるまちづくりの推進
_	星	(4)緑を守り、美しく快適なまちづくりのために	2 緑化の推進
61	空		3 緑化思想の普及啓発
Ш	の		1 貴重な自然の保全
河	ま		2 野生生物との共生の確保
の	ち」		3 生物多様性の保全
も	に	(5) 自然と共生するために	4 自然観察会の実施
ک	白		5 景観の保全
で	け		6 歴史的文化的遺産の保全
	て		7 自然災害に強いまちづくり
14			1 農業の振興と環境保全
Ø		   (6)豊かな自然の恵みを活用するために	2 林業の振興と環境保全
つ		(0) 豆がは日然の心がとわれずるために	3 内水面漁業の振興と環境保全
た			4 地域資源の活用と発信
り	<sub>+</sub> 2		1 ごみ減量の推進
や	まち」		2 地域でのごみ減量の取組の推進
	2循		3 事業者の廃棄物対策
すらぎ	に環と	  (1)循環型社会の形成と推進のために	4 不法投棄対策
りぎ	に向ける。	(T) RESERVED TO THE STATE OF TH	5 一般廃棄物処理施設の整備等
	け知		6 一般廃棄物の広域処理
の	けての		7 ごみに関する情報発信と啓発
ま	٠٥		8 災害ごみの取り扱いについて
ち	を3		1 地球温暖化防止対策
	に守っ		2 再生可能エネルギーの普及促進
綾	向る地	   (1)地球環境の保全に向けて足元から行動するために	3 省エネルギーの推進
部	けま球 てち環		4 世界の森林の保全対策
ПЬ	境		5 グリーン経済の推進
			6 地球環境問題に関する情報発信と啓発
	ŧ <sup>4</sup> ¬		1 学校教育における環境教育の推進
	ゅち」	(1)環境への関心を高め、参加するために	2 地域社会における環境教育の推進
	ご参		3 環境情報システムの構築
	こかに包		1環境保全団体など市民の自主活動への支援
	向側	(の) 物质による理管収入活動のおめに	2 環境保全活動への参加の促進と活動支援
	同けて	(2)協働による環境保全活動のために	3 環境マネジメントシステムの導入と推進
	て垣の		4 「平和と環境の日」関連行事の開催と啓発
	U)		5 綾部市環境基金

# 第4章 環境像の実現に向けた施策と行動

本章では目指す環境像を実現するため、具体的な取組を定めます。

環境の保全と快適な環境の創造のためには、行政だけでなく、市民・団体・事業者などあらゆる主体が、目標の達成に向けて協働することが重要であるともに、各主体がそれぞれの立場に応じて、環境への負荷を低減するよう配慮した行動を積極的に行っていくことが必要です。

# 4.1 「水と緑そして星空のまち」に向けて

## 清流を守り、水との触れ合いを保つために



清流を守り、誰もが水と触れ合えるまち

綾部市には由良川をはじめ、上林川、八田川、犀川などの清流が市内を貫流し、市の シンボルとなっています。

今後も河川等の水質を維持し、また、市民が実感として美しいと感じることのできる 水辺環境の形成をめざし、市民の参加と協働の下に水質保全や水辺の美化などの取組を 進め、誰もが水と触れ合えるまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
市内河川の BOD <sup>*</sup> 環境基準適合率	100%	100%
汚水処理人口普及率	80%	86%

#### 【施策】

#### 1 生活排水対策

#### ① 下水道等の整備と普及促進

- ◆ 公共下水道事業・農業集落排水事業・合併処理浄化槽設置整備事業・特定地域生活排水処理事業(市町村設置による合併処理浄化槽事業)など、地域の実情に応じた事業手法により、積極的に水洗化区域の拡大を図ります。
- ◆ 浄化槽事業の啓発活動を強化し、適正利用の徹底を図ります。

#### ② 生活排水による水質汚濁防止の取組

- ♦ 一人ひとりが日常生活の中で川を汚さない心掛けについて啓発をします。
- ◆ 市民団体等が実施する水環境保全活動を支援します。

#### 2 事業所排水対策

#### ① 工場等の排水対策と水の再生利用、循環利用の促進

- ◇ 水質汚濁防止法・京都府環境を守り育てる条例等に基づき、関係機関と連携しながら水質汚濁防止に向けた指導を行います。
- ◇ 公害防止協定・環境保全協定に基づき、事業所からの定期的な排水状況の水質測定結果の報告を求めます。

→ 工場や事務所等の水利用については、再生利用・循環利用等による使用量の削減 を啓発するとともに水質汚濁が発生しない施設設備の設置を求め、設備の更新に 当たっては融資制度の紹介を行うなど、その利用促進を図ります。

#### ② 畜産排水対策

◇ 家畜排せつ物の管理と適正化及び利用の促進に関する法律の適用畜産農家に限らず、すべての畜産農家において、家畜排せつ物の適切な管理及び処理、排水対策について、関係機関と連携し、巡回調査による監視・指導を行います。

#### 3 水質汚濁に関する監視等

#### ① 河川の保全

◆ 京都府及び市が実施する水質調査により、河川の水質状況を把握します。河川の 汚染が判明した場合には、京都府と 連携して調査や指導を行います。

#### ② 地下水の保全

#### 4 親水空間等の整備

#### ① 親水性\*に配慮した河川公園、護岸等の整備

→ 子どもたちの自然体験や野外学習の場として利用する親水公園、また地域住民の 憩いの場となるよう、河川公園等の親水空間の整備及び有効利用の検討を、国・ 京都府と連携をとりながら進めます。

#### ② 環境にやさしい工法の採用

→ 河川や農業用水路等の改修等に当たっては、河川生態系に配慮した整備に努めるとともに、市民が水辺に親しめるよう、水辺へのアクセスを確保するなど親水性にも配慮した整備に努めます。

#### 5 広域的取組と啓発

#### ① 水質保全のための広域的取組

- ◆ 由良川の水質保全や河川生態系の維持のため、国、京都府や兵庫県、関係市町等による由良川水質汚濁防止連絡協議会を通じてパトロールを実施するとともに、河川愛護の啓発に努めます。
- ◆ 上林川・八田川・犀川や舞鶴湾へと流れる伊佐津川など市内の主要河川とともに、 その支流においても水質保全に対する情報の提供、共有を行います。

#### ② 水質保全活動の推進

◆ 上林川を美しくする会などの団体、小・中学校、高等学校、国・京都府など関係機関と連携し、魚類・水生生物調査等の実施及び支援を行い、河川の水質保全の啓発等により、水質保全意識の高揚を図ります。

#### 市民・団体・事業者の行動

清らかな水を守り健全な水循環を維持していくために、水質汚濁の原因となる物質の排出をできるだけ減らしていくための行動、さらに、節水等の取組が求められます。

また、川へのごみのポイ捨てなどをなくし、水辺の美観を維持していくことも必要です。

#### 市民の行動

- ☆ 公共下水道、農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに排水管を下水道に接続します。また、下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽の設置により水洗化に努めます。
- ☆ 使用した油を流さないなど生活排水の浄化に努めます。
- ☆ 台所や洗濯などでの洗剤は適量を使用し、なるべく使わない工夫をします。
- ☆ 風呂の残り湯や雨水等を利用するなどして節水に努めます。
- ☆ 合併処理浄化槽の適正管理に努めます。
- ☆ ごみの不法投棄などで川や池を汚さないようにします。
- ☆ 河川公園等の親水空間を積極的に利用し、水との触れ合いに努めます。
- ☆ 河川の水質保全には広域的な取組が必要であることを理解し、協力するとともに、 積極的に活動に参加します。

#### 団体の行動

- ☆ 独自の活動により、水質の監視に努めます。
- ☆ 河川の水質保全を行政等と連携して呼びかけます。

#### 事業者の行動

- ☆ 公共下水道や農業集落排水施設が整備された地域では、速やかに排水管を下水道 に接続します。
- ☆ 合併処理浄化槽の適正管理に努めます。
- ☆ 工場や事務所等の排水の水質を適正に管理し、排出基準等に十分適合するように 処理して排出するようにします。
- ☆ 工場や事務所等の水使用については、再利用・循環利用等により使用量の削減に 努めます。
- ☆ 工場や事務所等での雨水の利用について検討します。
- ☆ 農業濁水を流さないように努めます。
- ☆ 親水空間に配慮した工事の実施に努めます。
- ☆ 節水に努めます。
- ☆ 河川の広域的な水質保全の取組に協力するとともに、積極的に活動に参加します。

# 美しい星空と、澄んだ空気のために

目標

#### 澄んだ空気の中で、美しい星空が見渡せるまち

今後も将来にわたって、市民が澄んだ空気の中で健康に毎日を暮らせる状態が維持され、美しい星空が見渡せるまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
大気汚染に係る 環境基準達成率	75%	100%
天体観望会の参加者数(年間)	1,028人	1,150人

#### 【施策】

#### 1 大気汚染防止対策

- → 大気汚染防止法、京都府環境を守り育てる条例、公害防止協定や環境保全協定に 基づき、京都府や関係機関と連携し、排ガスの監視と指導を行います。
- ◆ 排ガス量の減少に向け啓発活動などを行い、大気環境への負荷の低減を図ります。

#### 2 ごみの野焼き対策

- ◇ 啓発ちらしや広報「ねっと」に掲載するなどごみの正しい処理方法について、啓発を推進します。
- → 不適切なごみの野焼きの禁止などの普及啓発を市民団体や関係機関とともに推進します。

#### 3 澄んだ大気維持のための啓発

#### ① 澄んだ大気維持のための啓発

- ◇ アイドリング・ストップなど自動車排ガスの低減、低公害車の利用について関係 機関とともに普及啓発活動を図ります。
- ◆ 市民団体が行う発電用燃料やバイオディーゼル燃料(BDF)等に利用する使用 済み天ぷら油(廃食油)の回収を支援します。

#### ② 天体観望会の実施

◇ 綾部市天文館において、天体観望会を実施し、きれいな空気の大切さを感じ取ってもらえる機会となるように努めます。

#### 市民・団体・事業者の行動

澄んだ大気の中で美しい星空の状態を保っていくために、大気汚染物質の排出量の低減に努めることが必要です。美しい星空は、大気が汚染されていないことの一つのバロメーターにもなります。

また、星降るまちとして、私たちがすばらしい星空を見るためには、夜空の暗さを保 つことも必要です。

#### 市民の行動

- ☆ ごみの野焼きはしません。
- ☆ 不必要な照明等を見直すとともに、照明方法を工夫するなどして、夜空の暗さを 保ちます。
- ☆ 天体観察会などに積極的に参加します。
- ☆ アイドリング・ストップなどの実践により自動車排ガスの低減に努めます。
- ☆ 低公害車、低排出ガス車や排気量の少ない車等の購入に努めます。
- ☆ クリーンな排ガスを保つよう車の維持管理に努めます。

#### 団体の行動

☆ 澄んだ大気を維持するための啓発を行政等と連携して行います。

#### 事業者の行動

- ☆ 事業活動による大気汚染物質の排出を抑制します。
- ☆ 不必要な照明等を見直すとともに、照明方法を工夫するなどして、夜空の暗さを 保ちます。
- ☆ 産業廃棄物等は法律に基づき適正な処理をし、基準に満たない焼却炉や野焼き等による処理はしません。
- ☆ アイドリング・ストップなどの実践により自動車排ガスの低減に努めます。
- ☆ 低公害車、低排出ガス車や排気量の少ない車等の導入に努めます。
- ☆ クリーンな排ガスを保つよう車の維持管理に努めます。



天文館パオ

# 健康に暮らせる生活環境の維持のために



#### 健康に暮らせる公害のないまち

本市では、騒音、振動、悪臭、有害化学物質など生活環境に関わる大きな問題は生じていませんが、近年、騒音に関する苦情件数は増加傾向にあります。

市民が快適な生活を営むために、騒音・振動・悪臭や有害化学物質による公害のないまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
水道水の総トリハロメタン*の 水質基準適合率	100%	100%
河川の pH 環境基準達成率	100%	100%

#### 【施策】

#### 1 騒音・振動、悪臭防止対策

#### ① 騒音•振動防止対策

- ◆ 騒音規制法、振動規制法、京都府環境を守り育てる条例、環境保全協定などに基づき、工場・事業所による騒音・振動の低減を図ります。
- ◆ 特定施設や特定建設作業の届出の際は、事業者に指導を行うなど、騒音・振動の 防止を図ります。
- ◆ 騒音等の公害苦情発生時には、関係機関と連携して指導等を行います。
- ◆ 自動車騒音や生活騒音の防止に対する啓発を行います。

#### ② 悪臭防止対策

- ◆ 工場・事業所等による悪臭には、悪臭防止法等関係法や京都府環境を守り育てる 条例に基づき、関係機関とともに監視を行います。
- ◆ 悪臭の公害苦情発生時には、関係機関と連携して指導等を行います。

#### 2 有害化学物質等対策

- ◇ ダイオキシン類\*対策特別措置法に基づき、廃棄物の不適切な焼却行為や焼却炉の 不十分な維持管理に関して、京都府や関係機関と連携し、指導を行います。

#### 市民・団体・事業者の行動

日常の生活や事業活動、行政活動に伴って発生する騒音・振動などの発生防止に努めることが必要です。また、有害化学物質の排出抑制に努めるとともに、有害化学物質についての正確な知識を得ることが必要になります。

#### 市民の行動

- ☆ 近隣騒音の発生防止に努めます。
- ☆ 不要な空ぶかしをやめるなど、自動車騒音の低減に努めます。
- ☆ 近隣に迷惑を及ぼす悪臭が発生しないよう配慮します。
- ☆ ダイオキシン等有害化学物質について正確な知識を得るとともに、発生原因となる廃棄物の不適切な焼却等はしません。

#### 団体の行動

☆ 自動車騒音低減の啓発を行政等と連携して行います。

#### 事業者の行動

- ☆ 事業活動に伴う騒音・振動の発生を抑制します。
- ☆ 不要な空ぶかしをやめるなど、自動車騒音の低減に努めます。
- ☆ 事業活動による悪臭の発生を抑制します。
- ☆ 有害化学物質の発生抑制に努め、その保管及び使用時、輸送時や廃棄時の各段階で適切な管理を行います。

# 緑を守り、美しく快適なまちづくりのために

目標

#### 緑の中で快適な市民生活を営むことのできるまち

緑には日差しを和らげ、二酸化炭素を吸収して大気を浄化するとともに人の心を和ませる働きがあります。

緑豊かな環境を保全するため、計画的な緑化や、市民、事業者への普及啓発活動などの取組を進め、快適な市民生活を営むことのできるまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
緑化普及イベント参加者数 (年間)	14,297人	15,000人

#### 【施策】

#### 1 ゆとりと潤いのあるまちづくりの推進

#### ① 都市公園の整備・管理

- ◆ 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具などの計画的な整備に努めます。
- ◆ 都市公園の維持管理について、市民との協働の取組を推進し、公園の活用と保全に努めます。

#### ② オープンスペースの確保

◆ 都市における環境保全や景観形成、レクリエーション利用や防災の観点からも、 公共施設の建設などの際には、オープンスペース確保に努めます。

#### 2 緑化の推進

#### ① 沿道緑化

- 令 緑の基本計画の策定を検討し、計画的な都市緑化を推進します。
- ◆ 安全・景観に配慮し、街路樹や植栽帯等の維持管理に努めます。
- ◆ 関係団体と連携し、沿道のフラワーポットの植栽やさわやかボランティア・ロード事業等の支援を通じて花と緑あふれるまちづくりを推進します。

#### ② 京都府綾部工業団地の緑化

#### 3 緑化思想の普及啓発

#### ① イベントによる啓発

◇ 公益社団法人シルバー人材センターが開催する由良川花壇展、菊花展、葉ぼたん展、コスモスまつりなどのイベントを支援し、緑化思想の普及啓発を進めます。

#### ② 緑の少年団への支援

◇ 学校や地域で結成された緑の少年団が実施する緑化事業や自然体験などに対し、 緑の募金などを活用して、緑化推進事業に積極的に取り組めるよう支援します。

#### 市民・団体・事業者の行動

私たちは、日常生活を過ごす中で、緑化を推進するなど、身の回りから快適な環境の 創造に貢献していくことが必要です。

#### 市民の行動

- ☆ 公園の利用に当たっては、一人ひとりが環境に負荷をかけない行動をとります。
- ☆ 公園の維持管理活動に参加します。
- ☆ 沿道の花の植栽に積極的に参加します。
- ☆ 庭やベランダなどの緑化に努めます。
- ☆ 緑化に向けたイベントに積極的に参加、協力します。

#### 団体の行動

- ☆ 花づくりグループの活動を推進します。
- ☆ 沿道の花の植栽に取り組みます。
- ☆ 緑化に向けたイベントに行政等と連携して取り組みます。

#### 事業者の行動

- ☆ 工場や事務所の緑化を進めます。
- ☆ 開発等の設計施工に当たっては、オープンスペースの確保に配慮し、自然の緑をできるだけ残すよう努めます。
- ☆ 緑化に向けたイベントに積極的に参加、協力します。

# 自然と共生するために

目標

#### 自然と人間が共生するまち

市内には、自然と人の営みによってつくられてきた自然環境が豊かに存在し、その中で生物多様性\*や里山景観、歴史景観が形づくられています。

これからも、こうした自然環境や景観を維持するとともに、野生生物と共生するための取組や災害防止に向けた取組を市民の参加と協働の下で進め、自然と人間が共生するまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)	
有害鳥獣侵入防護柵 設置延長(累計)	579km	675km	

### 【施策】

### 1 貴重な自然の保全

- → 市内にある京都の自然200選に選定された光明寺の「幻の大トチ」や上原町の立 岩など貴重な自然資源及び地形の保全を促進します。
- → 関係機関と連携し、由良川上中流地域を中心とする「京都丹波高原国定公園」の 保全と活用に努めます。

#### 2 野生生物との共生の確保

#### ① 生態系に配慮した公共工事の設計施工

◇ 市が行う公共事業においては、生態系に及ぼす影響ができる限り少なくなるような整備を進めます。

#### ② 野生生物との共生と有害鳥獣防除

- ◆ 豊かな自然環境の中で、動植物と触れ合うことのできる環境学習や、野生生物との共生に対する理解を深めるよう啓発します。
- ◆ シカ、イノシシなどの有害鳥獣による農産物被害への対策として電気柵や金網冊の設置を促進します。
- → 人と鳥獣との適切な関係を構築するため、国や京都府、地元と連携して鳥獣保護 管理事業を実施します。

### 3 生物多様性の保全

#### ① 動植物の生息・生育環境の保全

◆ 関係団体との連携のもと、綾部市本来の生物多様性の豊かな環境への回復・改善、 保全への取組を推進します。

#### ② 外来生物への対応

◇ アライグマやヌートリア、オオキンケイギクなどの特定外来生物等が生態系、人的、農林漁業等へ与える影響など、外来種問題に関する情報提供を行います。

#### 4 自然観察会の実施

- → 緑の少年団が実施している植物観察会や、学校・その他団体が行う魚類・水生生物調査などを支援します。
- ◇ 綾部市天文館等で「野鳥の観察会」「綾部市の鳥イカルの観察会」「タンポポの観察会」などの自然観察会を開催します。

#### 5 景観の保全

#### ① 里山・自然景観の保全

- ◇ 関係団体と連携し、豊かな自然と集落や農地で形成されている良好な里山景観の 保全に努めていきます。
- ◇ 地域や集落が主体的に取り組む活動を支援し、自然景観と調和した集落の保全に 努めます。

#### ② 歴史的資源と調和した安らぎを感じる景観の保全

- → 京都府景観資産や京都の自然200選に選定された歴史的資源を保全するとともに、周辺地域においても歴史的資源と調和し安らぎを感じる景観の保全、形成に努めます。

### ③ 市街地における賑わいと活気を感じる景観の創出

- ◆ 歩行者空間の整備を促進し、歩きやすく賑わいと活気を感じる街並み景観の創出 に努めます。
- ◆ 周囲の景観に配慮し、緩衝的な緑地の保全・整備を図ります。

#### 6 歴史的文化的遺産の保全

#### ① 歴史的建造物等の保全

- ◇ 綾部市資料館による歴史資料の収集や私市円山古墳公園などの歴史的建造物等の 保護に努めます。
- ◆ 市内の各種文化財や京都の自然200選の選定地など、歴史的自然環境の保全や活用を市民・団体と一体となって進めます。

#### ② 伝統的産業の振興

- ◇ 市の伝統産業である黒谷和紙の後継者の育成を図るため、黒谷和紙協同組合が取り組む後継者育成事業を支援し、組合及び京都伝統工芸大学校との連携を図ります。
- ◇ 体験型観光施設と製造拠点としての機能を持つ黒谷和紙工芸の里のPRに努め、 利用増進を図ります。

#### ③ 伝統的な祭事等の保存

- ◇ 島万神社・高倉神社・阿須々岐神社・於与岐八幡宮の祭礼など伝統的な祭りや行事など、市の優れた無形文化財の保存・継承に取り組みます。
- ◆ 無形文化財の枠組みを広い視点で検討し、従来の文化財指定制度とは異なる新た な制度の創設についても検討します。

#### 7 自然災害に強いまちづくり

- ◆ 由良川等の堤防改修、ため池や中小河川、山林等の保全整備などについて、国や京都府、関係機関と連携し、事業を推進します。
- ◇ 綾部市自主防災組織等ネットワーク会議と連携し、自主防災組織の育成を図り、 自助・共助・公助の連携による災害に強いまちづくりを進めます。
- ◇ 災害時の自らの行動について、研修会や出前講座などの機会を通じて、周知に努めます。

#### 市民・団体・事業者の行動

自然環境の尊さを一人ひとりが認識し、人と自然とが共生していくことが必要です。 さらに、緑豊かな市の特性を生かしていくことも重要な課題です。

豊かな自然に恵まれ、古い歴史を持つ綾部市の景観と歴史的文化的遺産を、市民・団体・事業者・行政の各主体の理解と協力の下で次代に伝えていくことが必要です。

また、自然災害に備えるためには、普段の備えが必要です。

#### 市民の行動

- ☆ 京都の自然200選の選定地など、貴重な自然の保全に理解・協力します。
- ☆ 野生動植物の生息・生育地の保全に努めます。
- ☆ 貴重な動植物の保護に努め、むやみな捕獲や採取はしません。
- ☆ 雑草の除草などの際にはなるべく農薬は使用せず、使用する場合には適正な使用 に努めます。
- ☆ 自然観察会に参加します。
- ☆ むやみにペットや観賞植物等を遺棄しません。
- ☆ オオクチバス(ブラックバス)などの特定外来生物、要注意外来生物は、野外に放しません。

- ☆ 地域の景観に親しみ、その保全に協力します。
- ☆ 歴史の古い街並みなどの保存に協力します。
- ☆ 黒谷和紙などの伝統産業の保存と継承に協力します。
- ☆ 伝統の祭りや行事などに積極的に参加します。
- ☆ 普段から災害に対する備えに努め、地域の防災組織へ参加します。
- ☆ 災害時にとるべき行動について、家族で話し合います。

#### 団体の行動

- ☆ 野生動植物の生息・生育地の調査を行います。
- ⇒ 貴重な自然環境及び野生動植物の生息・生育地の保全、並びに里山・自然、歴史的 景観や建造物の保全。さらに、伝統的な祭事の保存に行政等と連携して取り組み ます。

#### 事業者の行動

- ☆ 事業活動の実施に当たって、樹林地や水辺など自然環境への影響に配慮します。
- ☆ 京都の自然200選の選定地など、貴重な自然の保全に理解・協力します。
- ☆ 事業活動の実施に当たって、野生動植物の生息・生育地に配慮します。
- ☆ 敷地内などに緑を確保し、昆虫など小動物も生息できる空間を確保するなどの配慮をします。
- ☆ 農業者は、農薬使用をできるだけ減らすとともに、環境への負荷の少ないものを 使用するように努めます。
- ☆ 自然観察会に協力と参加をします。
- ☆ 工場、事務所の建設や看板等の設置の際には、設計・デザイン・色彩などが周囲の 景観と調和するように配慮します。
- ☆ 黒谷和紙などの伝統産業の保全と継承に協力します。
- ☆ 伝統の祭りや行事、歴史の古い街並みなどの保存に協力します。
- ☆ 防災体制の整備に協力します。
- ☆ 防災訓練に参加・協力します

### 豊かな自然の恵みを活用するために



豊かな自然の恵みを地域の活性化や農林業の振興に活かすまち

本市の豊かな自然環境を活かして、自然環境に配慮しながら農林業の振興や地域の活性化を推進することは、環境保全に対しても大変有効なものとなります。

このような観点から農林業を振興するための基盤整備、普及啓発、農村都市交流の推 進などの取組を進め、豊かな自然の恵みを地域の活性化や農林業の振興に活かすまちを 目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
エコファーマー <sup>*</sup> 認定件数 (年間)	10件	10件
森林経営計画策定件数(年間)	1 件	1 件
間伐面積(年間)	209ha	300ha
定住世帯数 定住サポート総合窓口扱い (累計)	209 世帯	300 世帯

#### 【施策】

#### 1 農業の振興と環境保全

#### ① 農地等の保全

- → 中山間地域等直接支払制度\*により、生産性・収益の向上に向けた取組を行い、農業生産維持を通じて農地の維持を図ります。
- ◆ 集落における共同活動を通して、水源かん養機能、洪水防止機能等の多面的機能を守るとともに、自然生態系の保全活動として、堆きゅう肥の施肥や景観作物の作付けを行います。
- ◆ 多面的機能支払交付金\*による、農用地・水路・農道などの地域資源や農村環境を 守る地域共同活動、老朽化が進む農地周りの水路、農道等の長寿命化のための活 動や植栽による景観形成に取り組む集落を拡大し、農村環境の保全に努めます。

#### ② 農業の体質強化

- ◆ 国の農業政策の動向を見極めながら、米を中心に、小豆、みず菜、賀茂なす、万願寺とうがらし、紫ずきんなどのブランド京野菜の生産振興により、農家所得の向上に努めます。
- ◆ 担い手養成実践農場整備支援事業や綾部市独自の農業後継者就農支援事業のほか、 株式会社 農夢による農業大学校卒業生や新規就農者の受入れなどにより農業後 継者の育成・確保に取り組みます。
- ◆ 集落型農業法人(農事組合法人)の設立を支援し、営農活動や農地保全活動など、 集落営農組織等の活性化を推進します。

#### ③ 環境にやさしい農業の推進

- ◇ 減農薬、減化学肥料栽培、牛ふん堆肥などを使用した環境にやさしい農業に取り 組む農家等のエコファーマー認定を支援します。
- ◆ 地産地消\*を推進するため、市内の小・中学校では、同じ日に同じメニューの給食を食べる「あやべ丸ごといただきます。あじわいランチの日」に取り組むなど、児童・生徒が綾部産の特産品を食する機会を継続します。

#### ④ ため池の整備

### 2 林業の振興と環境保全

#### ① 林業の振興と環境保全

- → 持続可能な循環型林業を構築するため、森林経営計画の策定及び森林施業を推進し、間伐材など地元木材を有効活用します。
- ◆ 森林環境税を活用し、森林経営管理制度を積極的に推進することで、森林の環境 保全に努めます。

#### ② 里川・森林の整備と活用

- ◆ 森林が持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため森林経営計画の策定を 推進し、森林保育事業を計画的に進めます。
- → 子どもたちに里山で遊ぶ楽しさを伝え、次代の里山を担う人材を育てるとともに、 子どもを通じて大人たちの自然に対する関心を高めます。
- ☆ 森林ボランティア活動を広め、里山の再生を進めます。

#### 3 内水面漁業の振興と環境保全

- ◇ 河川の水産資源の確保と増殖を目的とした由良川・上林漁業協同組合によるアユ・アマゴ・フナ・ウナギなど稚魚放流事業を支援し、内水面漁業の振興を図ります。
- ◇ 河川環境の保全、後継者の発掘・育成に取り組みます。

#### 4 地域資源の活用と発信

#### ① 綾部への定住支援

- → 「あやべ定住サポート総合窓口」を通して、空き家情報、就農・就職支援など定住 に関する情報提供や、定住後の地域生活のサポートなど定住に向け積極的に支援 を行います。
- → 過疎、高齢化が著しい水源の里集落の再生を図るため、水源の里条例に基づき、水源の里集落への定住や都市との交流を図るとともに、地域産業の開発と育成に努めます。

#### ② 農村都市交流事業

◇ NPO法人里山ねっと・あやべ等と連携し、農村地域の豊かな自然の恵みを活用した農村・都市交流事業を推進するとともに、農山漁村教育体験旅行の誘致に努めるなどグリーン・ツーリズム\*の取組を促進します。

#### ③ 観光地の環境負荷の低減

- ◆ 観光地でのごみのポイ捨てや散乱、観光客による野生植物の採取の防止を図るため、啓発看板等の設置を実施するなどの活動を支援します。
- ◆ 観光交流イベントにおいて、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等のごみ箱を設置し、 ごみ散乱防止や正しい分別、ごみの持ち帰りなどについて啓発に努めます。



里山交流研修センター(森もりホール)

#### 市民・団体・事業者の行動

私たちは豊かな自然環境の中において、自ら認識をするしないにかかわらず誰もが豊かな自然の恵みを受けています。

私たちは環境への負荷に配慮しつつ、この自然の恵みを積極的に活用していくことが必要です。

#### 市民の行動

- ☆ 減農薬、有機栽培などの農林畜産物を積極的に利用します。
- ☆ 地元で収穫された旬の農林畜産物を積極的に利用します。
- ☆ 菜園での野菜作りに努めます。
- ☆ 間伐材や地元産木材を使用した商品を利用します。
- ☆ 河川等に生息する魚類等の在来種の生態系に影響を及ぼす異種放流をしません。
- ☆ 空き家情報を提供するなど、都市住民との交流を支援します。
- ☆ 観光地や釣り場等で、ごみのポイ捨てなどをせず、ごみは持ち帰ります。
- ☆ 野草などの野生植物をむやみに採取しません。
- ★ 里山等の再生事業に参加するとともに身近な里山等で自然との触れ合いを積極的 に行います。

### 団体の行動

- ☆ 農業後継者の確保、育成に取り組みます。
- ☆ 河川環境の保全、後継者の発掘や育成に取り組みます。
- ☆ 都市住民との交流を支援します。
- ☆ 環境負荷の低減に努めるとともに、啓発活動に努めます。

#### 事業者の行動

- ☆ 有機堆肥の利用促進に努めます。
- ☆ 農薬や化学肥料の適正な使用、より環境への負荷の少ないものの使用に努めるなど、環境と調和した農林業を推進します。
- ☆ 将来にわたり持続可能な農林業の経営に努めます。
- ☆ 有機無農薬野菜等のブランド化など、環境保全に関する啓発に努めます。
- ☆ 地元産木材を使った建築物や商品を開発・普及し、木材の需要拡大に努めます。
- ☆ 水産資源の保全と育成を図ります。
- ☆ 空き家情報を提供するなど、都市住民との交流を支援します。
- ☆ 里山等の環境保全に配慮します。

# 4.2 「循環と調和のまち」に向けて

### 循環型社会の形成と推進のために



### 循環型社会の形成と推進

市民に対して行った意識調査では、資源化や食品ロスの削減に対する住民意識は高い結果となっていますが、不用品の再使用(リユース)に取組んでいるとする回答は低い結果となっています。

環境への負荷を減らすため、ごみの発生抑制、再使用、リサイクル、適正処理の取り 組みを進めて、持続可能な循環型社会の形成と推進を目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
可燃ごみ(家庭系)収集量 (年間)	5,568t	5,300t
不燃ごみ(家庭系)収集量 (年間)	908t	650t
団体等による紙類の回収量 (年間)	1,135t	1,500t

#### 【施策】

#### 1 ごみ減量の推進

### ① ごみ収集とごみ分別の推進

- ◇ 綾部市一般廃棄物処理計画及び綾部市分別収集計画に基づき、燃やして処理する ごみ、燃やさないで処理するごみ、粗大ごみや資源ごみなど市の指定する区分に 従い分別収集を実施します。
- ◆ 分別の徹底を図るため、ごみの区分や出し方についてチラシ等の各戸配布やホームページへの掲載により周知するほか、リサイクル推進員による分別指導を行います。

### ② 3Rの推進

- ◆ 循環型社会形成推進基本法や各リサイクル法等に基づき、「リデュース(発生抑制)」、「リユース(再使用)」、「リサイクル(再生利用)」の3Rの推進により、ごみの減量化と資源化を図り、資源の有効利用に努めます。
  - ●「リデュース(発生抑制)」の推進 レジ袋削減や簡易包装などの取組を、商工関係団体等と連携して推進するととも に、マイバッグ持参などリデュースの取組を綾部市環境市民会議と協働で推進し ます。

関係団体等と協働して、ごみの発生抑制に向けた啓発活動を行います。

●「リユース(再使用)」の推進 資源の有効活用のため、再使用の啓発に努めます。

### ●「リサイクル(再生利用)」の推進

古紙等の再生利用と資源回収活動を促進するため、資源ごみ回収補助金制度や古紙回収用保管庫設置費補助金制度の普及促進に努めます。

◇ 綾部市環境市民会議が実施する生ごみの自家処理普及活動や廃食油回収事業等の 取組を支援します。

#### ③ 食品ロス削減

◆ 食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスを削減するため、意識啓発活動に努めます。

#### 2 地域でのごみ減量の取組の推進

- ◇ リサイクル推進員制度を推進し、リサイクル推進員を対象に綾部市のごみ処理方法とごみの分別・減量についての研修を行います。
- ◆ 自治会等に対して、出前講座や情報提供などの支援を行います。

#### 3 事業者の廃棄物対策

#### ① 廃棄物排出事業者等への啓発

◆ 事業活動に伴って発生した廃棄物が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて適正に処理されるように京都府や関係機関と連携して啓発を行います。

#### ② 市発注工事の廃棄物の減量化

- → 市が発注する工事から発生が見込まれる産業廃棄物について、再資源化のできる 適正処理業者での処理、再生資材の利用に重点を置いた設計施工を促進します。
- ◆ 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(建設リサイクル法)による対象工事の京都府への通知、業者への指導を強化します。
- ◆ 発生する産業廃棄物について適正な収集運搬や処分について仕様書等で明記し、 施工中の随時立会いや検査時のマニフェスト\*より、その処理方法や結果について、 確認します。

#### 4 不法投棄対策

- ◇ 廃棄物の不法投棄については、自治会、リサイクル推進員に情報提供の協力依頼 をして、早期発見、早期対応により不法投棄をされない環境づくりに努めます。
- ◇ 適正な廃棄物処理について、「守ろうごみマナー」のポスターやちらし、広報紙等により啓発を行います。
- ◆ 産業廃棄物に関しては、不法投棄の未然防止のため、京都府不法投棄等特別対策 中丹東地域機動班の一員として、京都府・警察等と連携しながら監視パトロール、 初期対応や啓発を行います。

#### 5 一般廃棄物処理施設の整備等

- ◆ 安定したごみ処理が行えるよう、中間処理施設「綾部市クリーンセンター」の計画的な整備を図ります。
- ◆ 新最終処分場などの一般廃棄物処理施設については、水質検査などを実施すると ともに、環境に配慮した運転管理に努めます。
- ◆ 旧清掃工場解体跡地を利用し、リサイクル施設の整備や運営を図ります。

#### 6 一般廃棄物の広域処理

◇ 京都府ごみ処理広域化計画に基づき、将来的な一般廃棄物の広域処理事業について、京都府及び近隣市町と協議します。

#### 7 ごみに関する情報発信と啓発

- ◇ 小学校、自治会や各種団体のごみ減量等環境学習の場として、積極的に綾部市クリーンセンターの施設見学を受け入れます。
- ◇ 出前講座、市広報紙や市のホームページ、FMいかるなどを活用し、ごみ減量への啓発に取り組みます。
- ♦ 綾部市環境市民会議が実施する、ごみ減量の啓発活動を支援します。

#### 8 災害ごみの取り扱いについて

◇ 綾部市地域防災計画等に基づき、災害時に発生するごみの収集・処理を適切に行います。

#### 市民・団体・事業者の行動

ごみの減量化には、一人ひとりが、まずは、ごみの発生を抑制し、更にはリデュース、リユース、リサイクルをする3Rの実践が必要です。

ごみをごみとして捨ててしまうのではなく、必要な資源として利用することは、環境 に負荷を与えないために大変重要です。

また、リサイクルされた物を積極的に使用することも、リサイクルを推進する上で必要となります。

#### 市民の行動

- ☆ 買物袋は持参し、過剰な包装の商品や使い捨て商品の購入を控え、ごみになるものが増えないよう環境に配慮した消費者になります。
- ⇒ 物を大切に使い、修理して長く使います。
- ☆ リユースショップやフリーマーケットの利用により、資源の再利用等を促進します。
- ☆ 団体等が行う資源物の集団回収に協力します。
- ☆ 食べ残しをなくすなど、食品ロスの削減に努めます。
- ☆ 紙の使用量の削減と再資源化、再生紙の利用に努めます。
- ☆ 古紙を再資源化するための取組を地域で進めます。
- ☆ エコマーク\*商品など環境にやさしい商品を積極的に利用するように努めます。
- ☆ 生ごみを堆肥化し有効利用します。
- ☆ 定められた収集日時・場所など正しいごみの出し方や分別を守ります。
- ☆ リサイクル推進員に協力し、積極的に活動します。
- ☆ 不法投棄の情報提供に努めます。
- ☆ ごみ減量等の理解を深めるため、研修会や学習の場に積極的に参加します。

#### 団体の行動

- ☆ ごみ減量等の理解を深めるため、研修会や学習の場を設け啓発に努めます。
- ⇒ 3Rの推進、ごみの減量化を行政等と連携して呼びかけます。
- ☆ 資源物の集団回収に取り組みます。

#### 事業者の行動

- ☆ 過剰な包装の商品や使い捨て製品の製造・販売・使用を自粛します。
- ☆ 製品の修理・アフターサービスの充実を図ります。
- ☆ 再生資源利用製品・材料の販売、利用を促進します。
- ☆ オフィスのごみ減量とリサイクルの推進に努めます。
- ⇒ 再生利用が可能なごみは、資源として処理をします。
- ☆ 産業廃棄物は、適正に処理をします。
- ☆ ごみ減量等の理解を深めるため、研修会や学習の場に積極的に参加します。

# 4.3 「地球環境を守るまち」に向けて

### 地球環境の保全に向けて足元から行動するために

目標

地球環境の保全のために足元から行動するまち

地球規模の環境問題である、資源の枯渇、地球温暖化\*、オゾン層\*の破壊などの問題解決には、市民ひとり一人が日常生活の中で地球環境に配慮した取組を進めることが重要です。本市でも、これらに対する様々な取組が進められてきましたが、公共交通の利用など取組が進んでいない分野も見られます。

今後、特に、取組の進んでいない分野での市の率先した取組や市民への普及啓発を進め、市民・団体・事業者・行政のすべての主体の参加と協働の下に行われることを目指します。地球環境の保全のために足元から行動するまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)	
あやバス乗車人数(年間)	205,670人	218,000人	
補助を行った住宅用太陽光発電システムのKw数(累計)	2,217.89Kw	2,698.00Kw	

#### 【施策】

#### 1 地球温暖化防止対策

#### ① 地球温暖化防止対策

- ◇ 地球温暖化防止対策実行計画(区域施策編)」に基づき、地球温暖化対策を進めます。
- ◆ 地球温暖化防止国民運動「ライトダウンキャンペーン」に合わせ、市の施設の消 灯に努めるとともに、市のホームページ等で省エネルギーの啓発に努めます。
- ◇ 地球温暖化防止対策実行計画(事務事業編)」に基づき、公共施設における地球温暖化対策を進めます。

#### ② フロン類※の適正処理等

- ◆ フロン類は地球温暖化及びオゾン層の破壊の原因となるため、フロン排出抑制法 等の周知・啓発を通じて、その適正管理・処分についての情報提供を行います。
- ◇ 地球温暖化防止及びオゾン層の保護を図るため、ノンフロン製品の使用について、 啓発に努めます。

### ③ 公共交通機関の利用促進

◆ あやバスや鉄道など公共交通機関の利用を促進するための情報発信や啓発を行います。

### 2 再生可能エネルギーの普及促進

- ◆ 風力・中小水力・地熱・バイオマスを資源とした再生可能エネルギーの利活用について検討します。
- ◆ 公共施設への太陽光発電システム等、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ◆ 住宅用太陽光発電システム設置費補助及び家庭向け自立型再生可能エネルギー導入費補助制度を実施し、太陽光エネルギーの利活用を支援します。
- ◆ 太陽光発電、太陽熱利用、木質ペレット、薪ストーブの普及啓発に努めます。

#### 3 省エネルギーの推進

#### ① 省エネルギーの推進

- ◆ 省エネ型ライフスタイルやビジネススタイルの普及・啓発を行います。
- ◆ クールビズやクールスポットなど省エネルギーの取組を行います。
- ◇ 綾部市環境市民会議が実施する省エネルギーに関する講演会や啓発活動を支援します。

#### ② 省エネルギー型設備の普及促進

◇ 学校や公共施設等の整備の際には、省エネルギー・省電力に配慮した電気器具、 断熱効果が高い壁材等の採用に努めます。

### ③ エコカーの普及促進とエコドライブ\*の推奨

- ◆ 市の公用車を購入する際は、ハイブリッド車等のエコカーの導入に努めます。
- ◇ 綾部市環境マネジメントシステム、第2次綾部市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に定められたエコドライブをはじめとした公用車管理等に関する目標達成に努めます。
- ◆ 市民や事業所等に対してエコドライブの啓発に努めます。
- ◆ エコカーの普及に向け、インフラ整備を検討します。

#### 4 世界の森林の保全対策

#### ① 公共工事における熱帯材の使用削減

◆ 市が発注する工事においては、熱帯材の使用削減に向け針葉樹合板やエコ製品の使用について仕様書で明記し、使用の拡大に努め、熱帯材系(広葉樹)合板からの転換を進めます。

#### 5 グリーン経済の推進

- ◇ 地域活力を維持するためには、地域資源の発掘による利活用推進と地域企業の経営革新による雇用の安定が不可欠です。環境を切口とした経営革新が有効な対策であり、官民で取り組みます。
- ◆ ウッドマイレージ\*制度や丹州材を広くPRし、需要拡大に努めます。

#### 6 地球環境問題に関する情報発信と啓発

- ◆ 地球環境問題について、啓発ポスターの掲示やパンフレット配布を通じ、情報提供を行います。
- ◇ 京都府地球温暖化防止活動推進員や綾部市環境市民会議が実施する地球温暖化\*\*
  に関する体験型の出前講座や研修会などを支援します。

#### 市民・団体・事業者の行動

限りあるエネルギーや資源を有効に利用し、環境に負荷を与えないために、私たちの 行動は、常に省エネルギーや省資源に配慮したものにしていかなければなりません。

地球の温暖化やオゾン層\*の破壊、森林の減少、酸性雨などの地球環境問題が将来にわたって私たち人類に与える影響は甚大なものと考えられます。しかし、それが一人ひとりの足元からの行動によって解決されていく問題であることを認識する必要があります。地球規模で考え、足元から行動することが重要です。

### 市民の行動

- ☆ 温室効果ガス\*の排出削減につながる環境への負荷が少ないライフスタイルの実践に努めます。
- ☆ 冷房・暖房の温度設定を適正なものにし、電気・ガス・灯油・水道などの節約に努めます。
- ☆ エアコン、冷蔵庫の処理は、家電リサイクル法を遵守して、フロン\*ガスの回収に協力します。
- ☆ 太陽光発電・太陽熱温水器の設置など、クリーンエネルギー\*の活用を積極的に進めます。
- ☆ 省エネルギー型機器を積極的に使用します。
- ☆ 環境にやさしいライフスタイルの取組を実践 します。
- ☆ 車を使用する際は、エコドライブを実践します。
- ☆ 地球環境問題に取り組む団体等と連携し、地球環境問題の理解に努めます。



あやバス

#### 団体の行動

- ☆ グリーンカーテンの普及等、省エネルギーと省資源の活動に取り組み、啓発に努めます。
- ☆ 地球温暖化\*など地球環境問題に関して研修会等を開催して、市民等の理解を深めます。

#### 事業者の行動

- ☆ 温室効果ガス\*の排出削減につながる環境への負荷が少ない事業活動を積極的に 進めます。
- ☆ 冷暖房機器等の点検を行うなど適切な維持管理を行います。
- ☆ 冷房・暖房の温度設定を適正なものにし、工場やオフィスでの電気・ガス・灯油・ 水道などを節約します。
- ☆ フロン\*ガスを含む製品は、適正に処理します。
- ☆ 太陽光発電など、クリーンエネルギー\*の活用を積極的に進めます。
- ☆ コージェネレーション\*等の高効率エネルギーの導入を図ります。
- ☆ 省エネルギー型機器を積極的に利用します。
- ☆ 集団輸配送の導入促進を進め、車を使用する際は、エコドライブ※を実践します。
- ☆ エコカーの導入、更新を図ります。
- ☆ 建設事業者は、建設工事で使用する熱帯材の型枠などの使用量削減や廃棄物の再 利用、再生利用を進めます。
- ☆ 森林資源の保全に配慮した製品の購入に努めます。
- ☆ 地球環境問題の理解に努めます。
- ☆ 環境経営に取り組みます。

# 4.4 「参加と創造のまち」に向けて

### 環境への関心を高め、参加するために

目標

#### 誰もが環境について学び、考えるまち

今日の環境問題は、市民・団体・事業者・行政を問わずその日常の活動に原因を持つことが多くなっています。

この問題への対応は、すべての主体の参加と協力が必要であり、まず、すべての人々 が環境について関心を持ち、正しく理解する必要があります。

綾部市は、誰もが積極的に環境について学び、そして、考えるまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)
環境をテーマとした講座の参加者数(年間)	725人	750人

#### 【施策】

#### 1 学校教育における環境教育の推進

- → 環境を大切にし、よりよい環境づくりや環境の保全に配慮した行動がとれるように、児童・生徒の発達段階に応じて、学校教育活動全体を通じて環境教育を推進します。
- ◇ 学校で行っている環境教育を定着させるために、家庭や地域との連携を図ります。

#### 2 地域社会における環境教育の推進

- ◇ 市民が環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解するとともに、問題解 決のための力を養うため、環境について学習する機会の提供に努めます。
- ◆ 公民館での故郷の文化遺産や身近な自然に触れる歩こう会や環境講座など、環境 を守る意識を高める活動に対し支援します。
- ◇ 小学校や自治会などのクリーンセンターへの施設見学や地元での研修会など、各種の環境学習を支援します。

#### 3 環境情報システムの構築

#### ① 環境情報システムの構築

- ◆ 広報紙、ホームページ、FMいかる、メールマガジンなどあらゆる媒体を通じて 市民に環境問題に関する情報を発信していきます。
- ◆ 市役所内においては、ポスターの掲示やパンフレットを窓口に置くなど、市民が 手軽に情報入手できるよう努めます。

#### ② 綾部市図書館事業の推進

- ◇ 小・中学校で推進される環境学習に合わせ、児童・生徒の主体的な「調べ学習」に対し、学校との連携の下、京都府図書館総合目録ネットワークシステムを活用したり、小・中学校に学校支援セットの利用を周知したりするなど、環境関連資料の提供に努めます。
- ◇ 環境関連図書の充実と資料提供に努めます。

#### 市民・団体・事業者の行動

環境の保全と快適な環境を創造するためには、市民・団体・事業者・行政が個人・家庭、学校、地域、企業、行政のそれぞれの場において環境に関心を持ち、環境に対しての人間の役割と責任を理解し、認識することが必要です。

#### 市民の行動

- → 子どもたちがより環境に興味を持ち、環境保全への取組を実践するよう家庭や地域で連携協力します。
- ☆ 地域や家庭の中で環境にやさしい生活等について話し合います。
- ☆ 環境に関する講演会や学習会などに積極的に参加し、知識の吸収に努めます。
- ☆ 環境に関する各種行事に積極的に参加します。
- ☆ 情報を有効に活用するとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

#### 団体の行動

- ☆ 環境に関する講演会や学習会を開催し、多くの参加者を募ります。
- ☆ 環境に関する知識等を提供し、環境学習の充実を図ります。

#### 事業者の行動

- ⇒ 事業所の見学等の場で、子どもたちがより環境に興味を持ち、環境保全への取組を実践するよう連携協力します。
- ☆ 役員、従業員に対する環境に関する研修の充実を図ります。
- ☆ 環境に負荷をかけない事業活動を推進します。
- ⇒ 事業所の環境保全に関する取組のPRに努めます。
- ☆ 環境に関する各種行事に協力します。
- ☆ 環境リーダーの育成に努めます。
- ☆ 情報を有効に活用するとともに、環境保全活動に積極的に参加します。

### 協働による環境保全活動のために

目標

### 地域と地球の環境の保全と創造に誰もが参加するまち

今日の環境問題に対処するには、行政だけでなく市民・団体・事業者が各主体の役割を実行し、お互いに協働して、地域と地球の環境の保全と快適な環境の創造のために活動を推進する必要があります。

また、「平和と環境の日」と定めた10月14日(「世界連邦都市宣言」を行った日) には、全市を挙げて宣言の原点に立ち、世界の恒久平和と地球環境保護への誓いの日と しています。

世界連邦都市宣言を行ったまちの住民「地球市民」として、環境の保全と快適な環境の創造のための活動に市民・団体・事業者そして行政が積極的に参加するまちを目指します。

目標とする指標	基準値(平成 29 年度)	目標値(平成35年度)	
モデルフォレスト*活動実施事 業所数(累計)	3 事業所	4 事業所	
環境美化クリーン大作戦参加 者数(年間)	8,312人	8,400人	
世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール応募数(年間)	456点	460点	

#### 【施策】

### 1 環境保全団体など市民の自主活動への支援

- ① 綾部市環境市民会議への支援
  - → 環境市民会議への補助金の交付や環境保全活動に対して積極的に参画し、支援します。
- ② 上林川を美しくする会への支援
  - ◆ 上林川を美しくする会への補助金の交付や水環境保全活動を支援します。

### 2 環境保全活動への参加の促進と活動支援

◆ 環境保全活動が活発に行われるよう支援等に努めます。

#### 3 環境マネジメントシステムの導入と推進

#### ① 市役所における環境マネジメントシステムの取組と推進

◆ 「綾部市役所環境マネジメントシステム」により、環境配慮に関する市役所独自の取組を実施します。

#### ② 事業者の環境マネジメントシステムの導入と推進

◆ 事業者の環境配慮を推進するため、ISO14001やKES(京都環境マネジメントシステム・スタンダード)等の環境マネジメントシステムの認証取得に関する情報を提供します。

#### 4 「平和と環境の日」関連行事の開催と啓発

### ① 環境美化クリーン大作戦

◇ 「平和と環境の日」の関連事業として、綾部市環境市民会議が実施するポイ捨て ごみの一掃活動「環境美化クリーン大作戦」を支援します。

#### ② 環境子ども作品コンクール

◇ 次世代を担う子どもたちが、主体的に環境学習に取り組み、環境を守り、また、物を大切にする心を育てることなどを目的に、綾部市環境市民会議が実施する「環境子ども作品コンクール」(小学4年生を対象とした「かべ新聞」のコンクール)を支援します。

#### ③ 平和と環境保護に係る行事の開催や啓発活動

◇ 綾部市、綾部市議会、綾部市教育委員会、綾部市市民憲章推進協議会、綾部世界連邦運動協会、一般社団法人綾部青年会議所の6団体で地球市民の集い実行委員会を組織し、行政だけでなく市民・団体・事業者が連携して平和と環境保護に係る行事の開催や啓発活動に取り組みます。

### ④ 世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール

◇ 次代を担う子どもたちに、身近な絵や作文を通して、かけがえのない地球を守る心を育て、平和の尊さを考える機会とするとともに、「世界連邦宣言都市・綾部」を理解するきっかけを提供することを目的に、地球市民の集い実行委員会において、作品の募集・表彰・展示を行います。(綾部市内の小・中学校に通う児童・生徒が対象)

#### 5 綾部市環境基金

◆ 指定ごみ袋制度や有価物売却から生じた収益などを綾部市環境基金に積立て、各種の環境保全施策の推進に加え、本計画の推進及び目標の達成に資すると考えられる事業に要する経費に活用するとともに、基金の効率的な運用により、市の環境保全施策の充実を図ります。

#### 市民・団体・事業者の行動

地域の環境、地球環境にかかわらず環境の保全と快適な環境を創造するためには、市民・団体・事業者・行政の各主体が知識として理解するだけでなく、個人・家庭、学校、地域、企業、行政等それぞれの場において環境保全活動に自らが取り組み、参加し、その活動を広げるとともに、社会全体に定着させることが必要です。

#### 市民の行動

- ☆ 綾部市環境市民会議などが行う環境保全活動に積極的に協力・参加します。
- ☆ 環境保全に向けたボランティア活動を行います。
- ☆ 「平和と環境の日」関連行事に積極的に参加します。
- ☆ ごみのポイ捨てをしないようにし、また、見かけたら注意します。
- ☆ 環境美化クリーン大作戦など、環境美化活動に積極的に参加します。
- ☆ 世界連邦都市宣言を行ったまちの住民として、平和や環境問題について考え、意識を高めます。
- ☆ 地球市民の集い実行委員会の活動に、積極的に参加・協力します。
- ☆ 地球規模での課題に目を向け世界平和と地球環境問題の理解に努めます。
- ☆ 平和や環境に係るコンクールなどに積極的に応募します。

#### 団体の行動

- ☆ 綾部市環境市民会議などが行う環境保全活動に積極的に協力・参加します。
- ☆ 環境保全に向けたボランティア活動を行います。
- ☆ 「平和と環境の日」関連行事の積極的な支援と取り組みを進めます。
- ☆ 環境美化クリーン大作戦など、環境美化活動に取り組みます。
- ☆ 世界連邦都市宣言を行ったまちの住民「地球市民」として、市民参加の平和と環境に係る推進・啓発活動に取り組みます。

#### 事業者の行動

- ☆ 綾部市環境市民会議などが行う環境保全のボランティア活動に積極的に協力・参加します。
- ☆ 環境保全に向けたボランティア活動を行います。
- ⇒ 事業活動の中で環境への負荷を与える行為の改善を行います。
- ☆ 環境負荷の低減のための技術開発、調査・研究を積極的に進めます。
- ⇒ 事業活動を推進するに当たっては、周辺住民の理解が得られるよう努めます。
- ☆ 「平和と環境の日」関連行事に積極的参加・協力します。
- ☆ 環境美化クリーン大作戦など、環境美化活動に積極的に参加します。
- ☆ 地球規模での課題に目を向け世界平和と地球環境問題の理解に努めます。
- ☆ 平和や環境に関する取り組みに積極的に参加・協力します。
- ☆ 海外で事業活動を行うに際して、現地の環境に十分配慮します。

# 第5章 計画の進め方

### 5.1 計画の推進体制

本計画を推進し、目指すべき環境像を実現させるためには、市民・団体・事業者・行政など市内のすべての構成員の自主的・積極的参加が不可欠です。各主体は参加と協働による快適な環境づくりと環境と経済が好循環するまちづくりに取り組みます。

また、目標を達成するための推進体制を以下のように定めます。

#### (1) 綾部市環境審議会

綾部市の環境の保全と快適な環境の創造について、基本的な事項を審議するため環境 基本条例で規定された審議会です。環境について高い識見を持つ人の中から市長が委嘱 又は任命した委員によって構成されます。

この審議会では、市民・団体・事業者及び行政の参加と協働の下で、環境基本計画の 策定や見直し、また効果的推進のためにそれぞれの立場から意見の交換が行われます。

### (2) 綾部市環境対策推進会議

綾部市における環境行政の総合的かつ効果的な企画と推進を図るための庁内会議です。環境対策担当部長を委員長、環境対策担当課長を副委員長とし、関係課の長からなる委員によって構成されます。

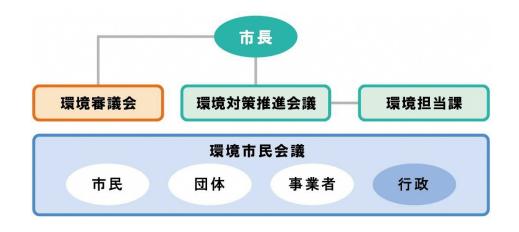
この推進会議では、綾部市の環境行政を、部門間の連携の下で総合的に進めていくため意見の調整を行います。

#### (3) 綾部市環境市民会議

市民・団体・事業者・行政の各主体が環境保全に対する明確な意識を持ち、また、パートナーとして相互に協力・連携し、環境保全に対する取組を自発的に推進する環境保全推進組織として綾部市環境市民会議が設立されています。

環境市民会議は、すべての市民・団体・事業者・行政に密着した組織として発展することを目指し、環境の保全と創造に関わる活動を推進します。

この環境市民会議では、市民・団体・事業者・行政がそれぞれ役割を果たすだけでは なく、各主体が環境保全のパートナーとして協働することにより有機的に環境保全の取 組を推進します。



# 5.2 計画の進捗管理

市は計画の進捗の状況を毎年、環境報告書として取りまとめ、公表します。 計画の進捗状況の調査と評価に際しては、環境マネジメント手法(PDCAサイクル) に基づいて以下の事柄に留意します。

- ① 綾部市の環境の実態とその変化を、人口の変化や産業構造の変化等の社会・経済活動の状況と関連づけながら、多角的・総合的に把握することに努めます。
- ② 目指す環境像の実現に向けた目標の達成状況を、主な指標及び目標達成のチェック項目に注意しながら評価します。
- ③ 実施した施策について、その成果の実態と合わせて取りまとめます。
- ④ 進捗状況の把握のための情報源として、統計資料や環境濃度の実測結果などの他に、 市民・団体・事業者から寄せられた意見も活用します。
- ⑤ 本計画の進捗は、環境濃度等の指標だけではなく、市民・団体・事業者の意識や行動の変化によって計られる部分もあることから、モニター調査等の適切な方法により、市民・事業者の意識や行動についてもその変化を見ていきます。
- ⑥ 計画の進捗状況は、わかりやすい形で市民・団体・事業者に公開します。



# 5.3 計画の普及・広報

市は、本計画の理解を促すための普及・啓発に努めます。また、広報のために、以下の措置を講じます。

- ① 本計画書の内容をわかりやすく要約して紹介する概要版等を作製し、計画の内容について市民・事業者の理解を促します。
- ② 市の広報紙やパンフレット・ホームページなどを用いて、計画の内容やその進捗状況等について広報します。
- ③ 学校教育の場でも、本計画についての普及広報を行い、環境問題に関する児童・生徒の理解を促します。
- ④ 行政の側からの広報だけでなく、インターネット通信システムなどにより、市民・事業者から環境に係る情報や意見を求めます。

# 5.4 財源の確保等

市では、目指す環境像の実現に向けた施策を実施していくために必要な財政的措置を 講じるものとします。

なお、市の財政は厳しい状態が続いていることから、今後の環境施策の推進に当たっては、国等の補助・支援や民間活力の導入等も検討していきます。

# 第6章 資料編

### 資料1 用語集

### くあ行>

#### ウッドマイレージ制度

京都府産木材認証制度(ウッドマイレージ CO2 認証制度)のこと。京都府内で生産された木材であること、輸送時に排出された二酸化炭素量(ウッドマイレージ CO2)の数値を示すことで、地域で生産された木材の利用を進め、地球温暖化対策を進める制度。

#### エコドライブ

環境に配慮した運転方法。「暖機運転は適切に行う」「空ぶかしはしない」「急発進・急加速はしない」「タイヤの空気圧をチェックする」「不要な荷物を載せない」などの心がけにより、消費燃料を節約し、二酸化炭素の排出を削減することができる。

#### エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、環境にやさしい 農業として「土づくり技術」、「化学肥料低減技術」、「化学農薬低減技術」を一体的に取り組む計画をたて、その計画が知事の認定を受けた農業者のこと。

#### エコマーク

使用・廃棄時に環境を汚さない、使用することにより環境が改善される、資源・エネルギー・水等の消費が節約される、リサイクルしやすいあるいはリサイクルしたものである、製造・流通過程で環境に負荷のかかる物質を使わないなど暮らしの中で環境保全に役立つと認められた商品につけられるシンボルマーク。

### オゾン層

オゾンは酸素原子3個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な紫外線の多くを吸収する。地上から約10~15km上空の成層圏には、大気中のオゾンの約90%が集まってオゾン層を形成する。

#### 温室効果ガス

地表から放射される赤外線を吸収する働きを持つ、二酸化炭素、メタンガス、亜酸化窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6種類のガスをいう。これらの気体が赤外線を吸収すると地球表面の温度が高く保たれ温室効果を及ぼす。

### <か行>

### 環境保全型農業直接支払交付金

自然環境の保全に資する農業生産活動の 実施に伴う追加的コストを支援する交付金 制度。

### グリーン・ツーリズム

農山漁村でゆっくりと滞在し、訪れた地域の人々との交流を通じて、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、様々な体験などを楽しむ余暇活動。

#### クリーンエネルギー

太陽エネルギー、風力、波力や地熱など化石燃料を使用しないエネルギーのこと。地球温暖化の原因となる二酸化炭素や大気汚染の原因となる二酸化窒素、二酸化硫黄などを発生しないエネルギー源である。

### コージェネレーション (システム)

1つのエネルギー源から2つのエネルギーを同時に生産し供給するしくみの総称。 現在主流となっているものは熱電併給システムと呼ばれ、始めに発電装置で電気をつくり、次に発電時に排出される熱を回収して給湯や暖房などに利用することで、熱と電気を無駄なく有効に活用できる。

### ごみ固形燃料【RDF】

可燃ごみを分別、乾燥、圧縮し、燃料として使用するもの。可燃ごみを熱源として有効利用できることや貯蔵や運搬が容易であるという利点がある。

#### くさ行>

#### 親水性

水浴び、水遊び、魚釣り、川べりや湖畔の 散歩など、日常生活や観光・レクリエーションの中で河川、湖沼や海などと身近に親しむこと。あるいは、親しめるようになっていることをいう。

### 生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性には、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルで多様性があるとされている。

・生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、海洋、干 潟など様々なタイプの自然が存在するこ と。

・ 種の多様性

動植物から微生物にいたるまで、様々な 種類の生物が生息・生育していること。

• 遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持ち、個体に よって形や模様、生態などに個性があるこ と。

#### 総トリハロメタン

浄水場で消毒・殺菌に用いる塩素がフミン質などの有機物質と化合して生成される有機塩素化合物の一部で、クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの4種類の総称。これらには肝機能や腎機能への影響のほか、発癌性を示すものある。

#### くた行>

#### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランと呼ばれる有機化合物の総称。催奇形性などの強い毒性等があり、ごみの焼却などに伴って発生することで問題になっている。

#### 多面的機能支払交付金

地域共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する制度。

#### 中山間地域等直接支払制度

中山間地域等における農業生産活動等の 不利性を補い、農業生産の維持を図りなが ら多面的機能を確保する観点から創設され た交付金制度。

#### 地球温暖化

大気中の温室効果ガスの濃度が高くなることにより地球表面付近の温度が上昇すること。温室効果ガスは、地球の安定した気温の維持に役立つ。しかし、化石燃料の大量消費などによって、温室効果ガスが急激に増加すると、過剰な温室効果が発揮されて地球の温度が上昇し、地球温暖化によって、気象や気候に影響を与える。

#### 地産地消

地域生産地域消費(ちいきせいさん・ちいきしょうひ)の略語で、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。 消費者の食への安全志向の高まりとともに消費者と生産者の相互理解を深める取組として注目されている。

### くな行>

#### 担い手養成実践農場整備支援事業

新規就農希望者を対象に、研修用農地(将来の就農地)の準備や研修用機械施設の整備のほか、農技術の指導者、地域定着を支援する後見人の設置など、技術習得から就農までを一貫して支援する京都府独自の就農支援制度。

### くは行>

#### BOD【生物化学的酸素要求量】

河川の有機汚濁を測る代表的な指標の一つ。水中の有機物(汚物)が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、数値が低いほど水質は良好であることを示す。

#### フロン (類)

フロンは、フルオロカーボン(フッ素と炭素の化合物)の総称で、フロン排出抑制法では、特定フロンと呼ばれる CFC(クロロフルオロカーボン)及び HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン)、代替フロンと呼ばれる HFC(ハイドロフルオロカーボン)をフロン類と呼ぶ。

化学的に安定した性質を持ち、人体への 毒性が小さいことから、エアコン、冷蔵・冷 凍庫の冷媒、スプレーの噴射剤などに使わ れてきた。

CFC、HCFC はオゾン層を破壊するとともに、温室効果も大きい。HFC は、オゾン層を破壊しないものの、大きな温室効果を持つ。

### くま行>

### マニフェスト(制度)

産業廃棄物管理票のこと。排出者が産業 廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分な ど委託する場合、排出者が委託者に対して マニフェストを交付し、委託した産業廃棄 物の処理が適正行われたことを確認するた めの制度。

### モデルフォレスト

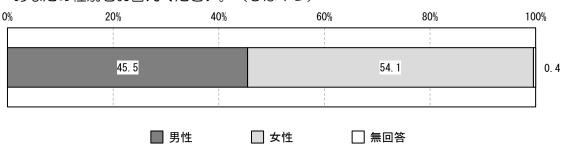
住民や企業、ボランティア団体、行政の協働による京都府の森林を守り育てる取組みのこと。現在京都府内では、43団体の企業・大学・団体等によって森林づくりが行われている(平成30年7月現在)。

# 資料2 アンケート調査結果

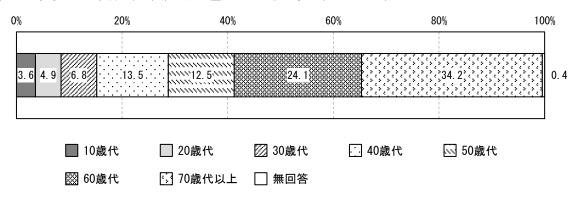
# 1. 環境に関する市民意識アンケート調査

実施期間	平成30年9月7日~平成30年9月19日
実施対象	市内在住の 15 歳以上の市民(無作為抽出)
実施方法	郵送配布 郵送回収
配布数	1000
回収数(回収率)	473 (47.3%)

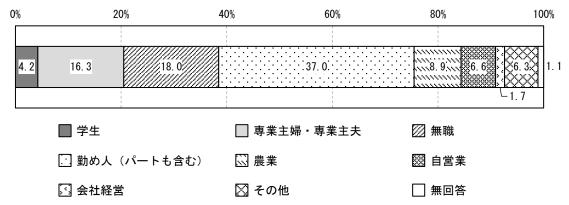
### 問 1 あなたの性別をお答えください。(Oは1つ)



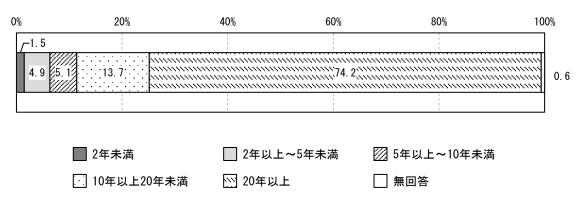
### 問2 あなたの年齢(世代)をお答えください。(Oは1つ)



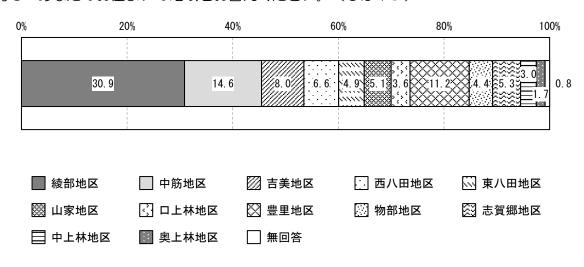
### 問3 あなたのご職業について、お答えください。(〇は1つ)



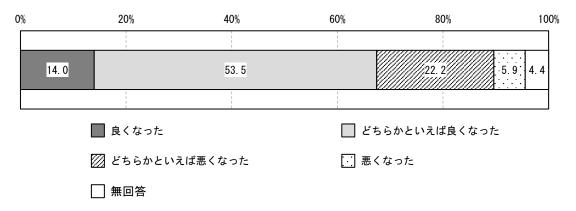
### 問4 あなたの綾部市の居住歴をお答えください。(Oは1つ)



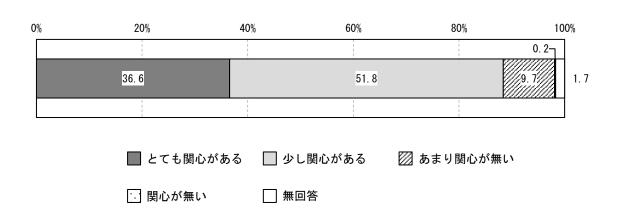
#### 問5 あなたのお住まいの地域をお答えください。(Oは1つ)



# 問 6 お住まいの周辺の環境は 10 年前と比べて(10 年未満の方は住み始めた頃と比べて)、どのように変わったと思いますか。(Oは1つ)

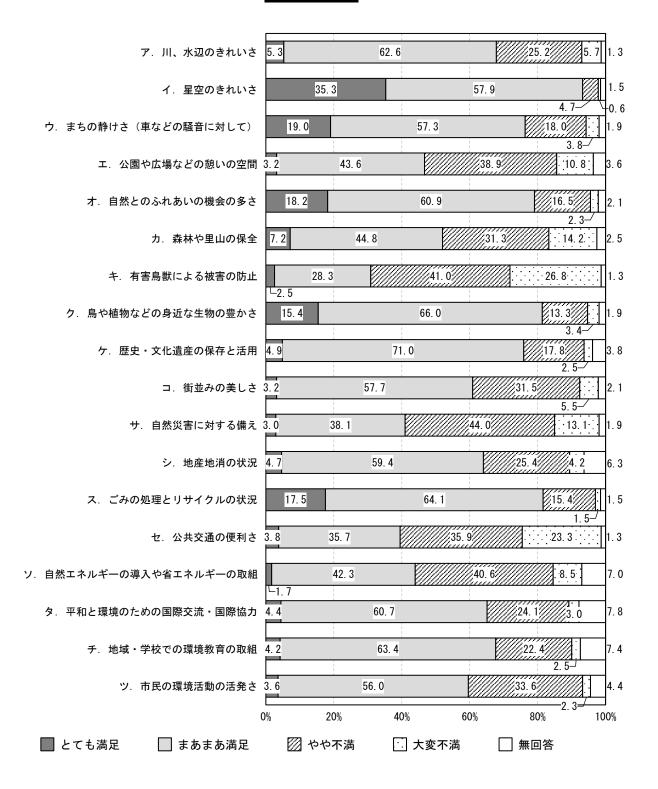


### 問7 環境問題に対してどの程度関心がありますか。(Oは1つ)

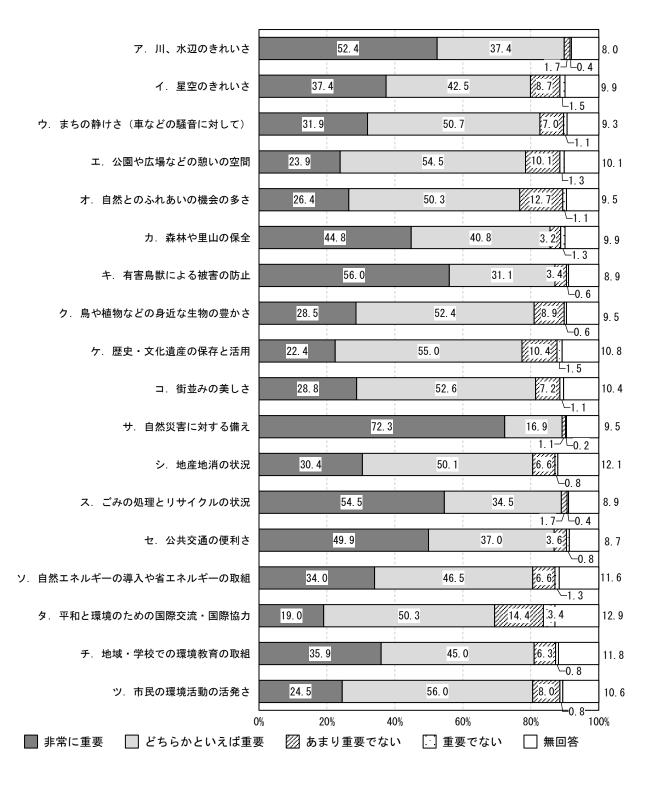


問8 綾部市の環境について、それぞれどの程度満足していますか。また、それぞれどの程度重要だと思いますか。ア〜ツの各項目について、満足度、重要度それぞれの番号を1つずつ選んで〇をつけてください。(〇は1つずつ)

#### 満足度



#### 重要度

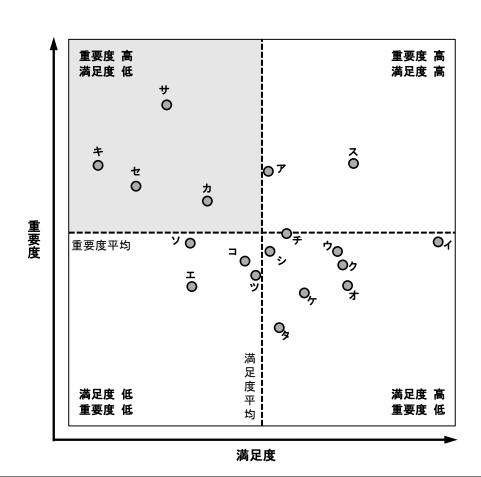


問 8 の環境に関する取組の各要素に対する重要度・満足度の回答を以下のように点数をつけて積算し、回答者数で除した値(加重平均値)によって整理しました。

点数	4点	3点	2点	1点
満足度	とても満足	まあまあ満足	やや不満	大変不満
重要度	非常に重要	どちらかといえば 重要	あまり 重要でない	重要でない

縦軸に重要度、横軸に満足度をとり、それぞれの平均値を軸として、各環境要素の点数の関係性を示しました。

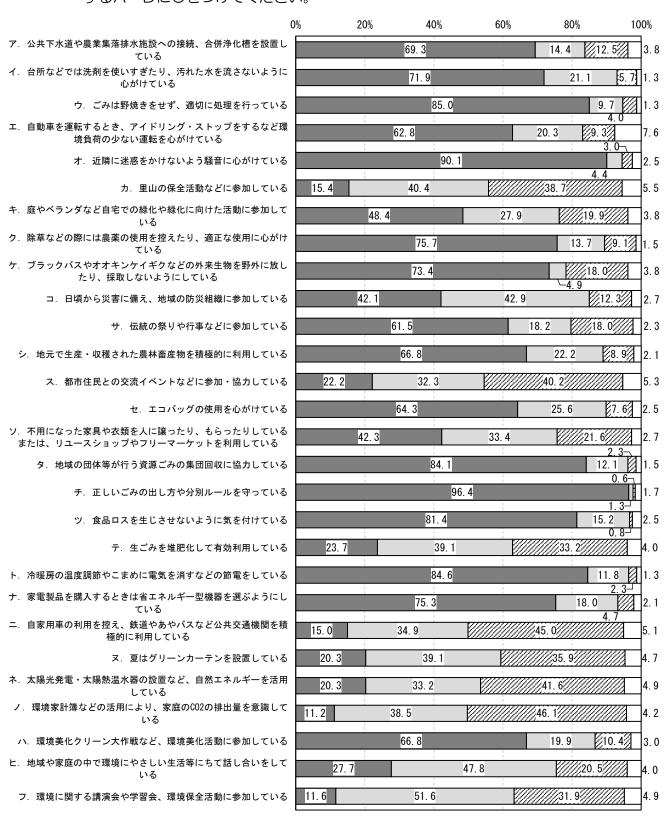
満足度が低いにも関わらず、重要度が高くなっている「カ. 森林や里山の保全」、「キ. 有害鳥獣による被害の防止」、「サ. 自然災害に対する備え」、「セ. 公共交通の便利さ」となっており、これらについては特に課題があると考えられます。



- ア. 川、水辺のきれいさ
- イ. 星空のきれいさ
- ウ. まちの静けさ(車などの騒音に対して)
- エ. 公園や広場などの憩いの空間
- オ. 自然とのふれあいの機会の多さ
- カ. 森林や里山の保全
- キ. 有害鳥獣による被害の防止
- ク. 鳥や植物などの身近な生物の豊かさ
- ケ. 歴史・文化遺産の保存と活用
- コ、街並みの美しさ

- サ. 自然災害に対する備え
- シ. 地産地消の状況
- ス. ごみの処理とリサイクルの状況
- セ. 公共交通の便利さ
- ソ、自然エネルギーの導入や省エネルギーの取組
- タ. 平和と環境のための国際交流・国際協力
- チ、地域・学校での環境教育の取組
- ツ.市民の環境活動の活発さ

問 9 環境に負担をかけないために日常生活の中でどのような取り組みを行っていますか。 ア〜フの各項目に対して該当する番号に〇をつけてください(〇は1つずつ)。 また、「3. あまり関心がない」を選ばれた場合は、その理由を下欄から選び、該当 するA〜Dに〇をつけてください。

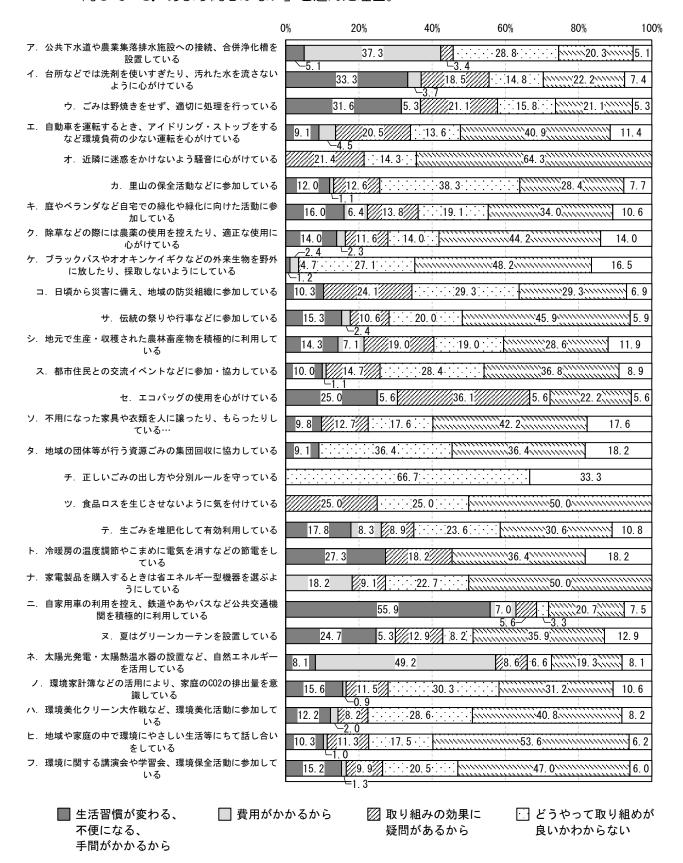


□ 今後したいと思う

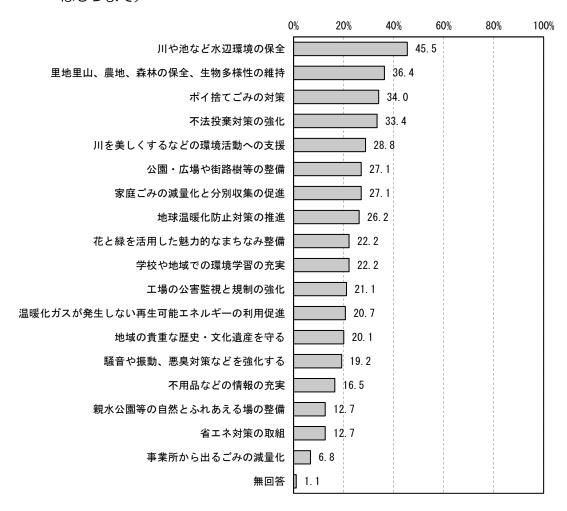
■ 現在している

図 あまり関心がない □ 無回答

#### 問9で「3. あまり関心がない」を選んだ理由。



# 問 10 環境を良くするために綾部市(行政)が重点的に取り組むべきことは何ですか。(O は5つまで)



# 問 11 綾部市の環境についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

頂いた自由意見 155 件を 10 項目に分類し、主な意見を次の表にまとめました。

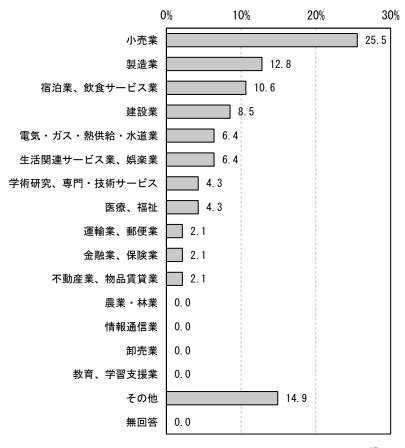
項目	主な意見
ごみ (24 件)	<ul> <li>・ゴミの出し方が変わることが多くで迷ってしまう。</li> <li>・資源ごみの出し方をもっとわかりやすく表記する必要がある。</li> <li>・道路沿い等でポイ捨てが多い。</li> <li>・不法投棄の多い場所では巡視員の設置が必要と思う。</li> <li>・クリーンセンターを市民に見学してもらい、家庭ごみの処理状況や資源ごみの分別状況などを理解してもらう機会があればよい。</li> </ul>
自然環境 (21 件)	<ul><li>・子どもたちが安全に自然と触れ合えるような環境をこれからも維持してほしい。</li><li>・森林保全は緊急課題である。あまりに見向きもされず、関わる人も少なく荒れ放題である。</li><li>・有害鳥獣による被害防止策を考えて欲しい。</li></ul>
交通 (19 件)	<ul> <li>・あやバスが便利な公共交通機関となるよう、運行時間(本数)を増やしてほしい。</li> <li>・電車やバスを利用したいが本数が少ない。本数が少なすぎて、利用したい時間に利用できない。</li> <li>・バスも JR も通っていない地域で非常に不便である。</li> <li>・クリーンセンターまでの道路には狭い所が多く、見通しも悪いので整備してほしい。</li> </ul>
水環境 (20 件)	<ul> <li>下水道の設備に強化してもらいたい。</li> <li>昔と比べると川が汚くなっている。原因を追究して少しでもきれいになってくれたらと願う。</li> <li>昔は由良川には川遊びができる環境があったが、今は遊べる場所が見当たらない。孫たちにもその楽しさを伝えてやりたい。</li> </ul>
公園 (13 件)	<ul><li>・公園が少ないと思う。子供が楽しく安心して遊ぶことのできる公園や施設がほしい。</li><li>・公園を作ってもその後の整備に手が回っていない。活用できていない。</li></ul>
農林業 (8件)	<ul><li>耕作放棄地が多いので、市民農園に活用すればどうか。</li><li>綾部は森林資源が多いので、木材チップ発電所を設置してはどうか。</li></ul>
大気・騒音・ 悪臭 (8件)	<ul><li>・ゴミの野焼きが禁止されているのにもかかわらず燃やす人がいる。指導を徹底してほしい。</li><li>・工場からの異臭などの規制。</li></ul>
環境活動(10件)	<ul><li>一人一人が環境美化についての意識が大切である。</li><li>多くの市民がクリーン作戦や地域の草刈などに参加する事で環境が維持されてきているが、高齢化や人口減少で今後も継続できるかどうかが心配である。</li></ul>
自然災害 (4件)	<ul><li>・豪雨などの影響を受けて変化があったところなど市民から聞いて、これからの被害が少しでも少なくなるよう取り組んでほしい。</li></ul>
街路樹 (5件)	・新芽や紅葉の頃に街路樹の枝が切り払われてしまうのはさみしい。

その他 23 件のご意見をいただきました。

# 2. 環境に関する事業者意識アンケート調査結果

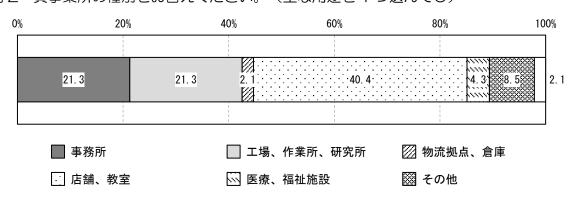
実施期間	平成30年9月7日~平成30年9月19日
実施対象	市内に所在地を有する事業所(無作為抽出)
実施方法	郵送配布 郵送回収
配布数	100
回収数(回収率)	47 (47.0%)

#### 問1 貴事業所の業種についてお答えください。(〇は1つ)

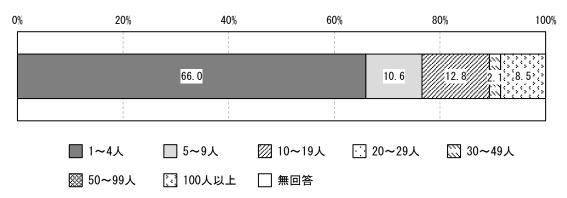


□n=47

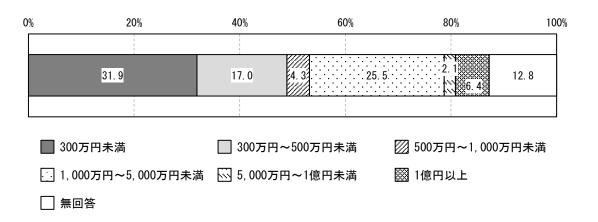
#### 問2 貴事業所の種別をお答えください。(主な用途を1つ選んで〇)



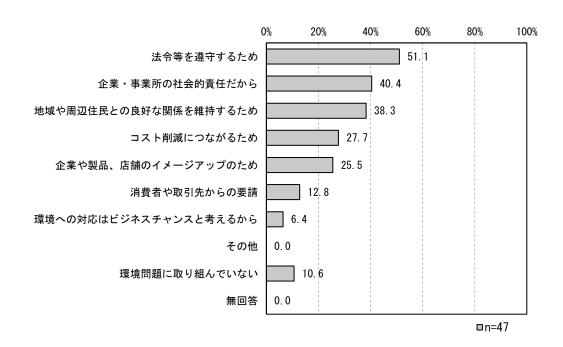
# 問3 貴事業所の従業員数についてお答えください。(Oは1つ)



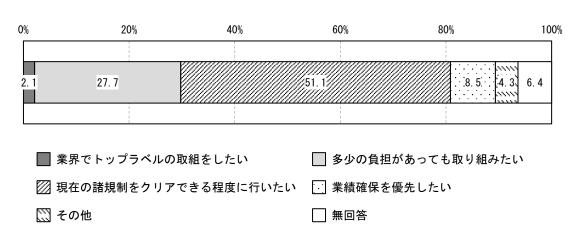
# 問4 貴事業所の資本金額についてお答えください。(Oは1つ)



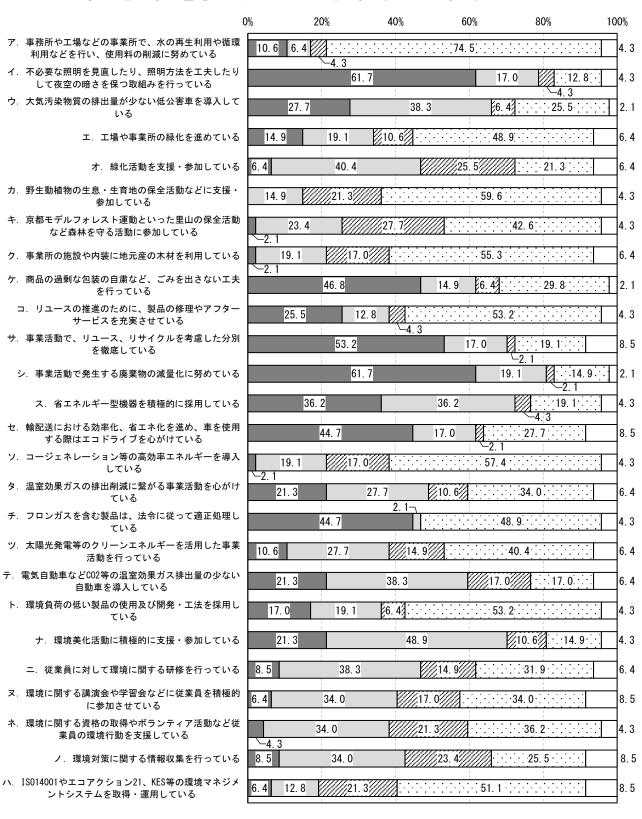
# 問5 貴事業所において、環境問題に取り組まれている理由は何ですか。(Oはいくつでも)



問 6 貴事業所では、環境問題への取組と事業活動との配分をどのように考えますか。 (Oは1つ)

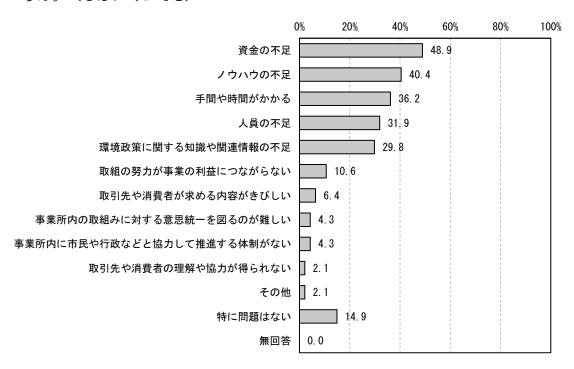


# 問7 環境に負担をかけないためにどのような取り組みを行っていますか。ア〜ハの各項目 に対して該当する番号に〇をつけてください。(〇は1つずつ)

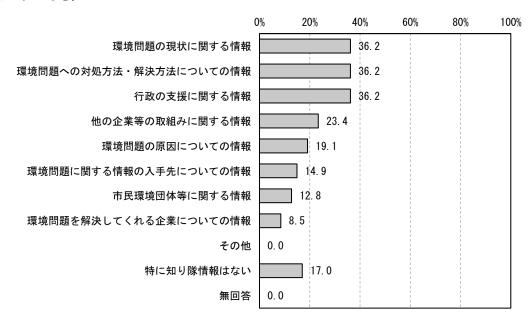


■ 現在している □ 今後したいと思う 図 あまり関心がない・□ 当事業所では該当しない □ 無回答取り組みたいと思わない

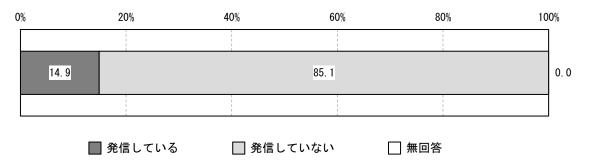
問8 問7にあるような環境問題に対する取組を実行するうえで、どのような問題がありますか。(Oはいくつでも)



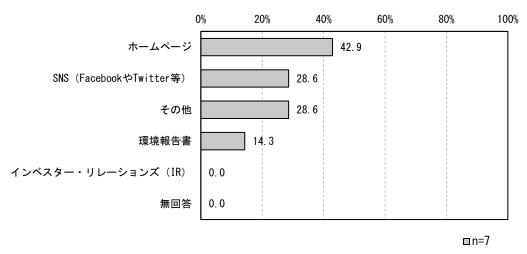
問9 貴事業所では、環境の情報について、どのような内容を知りたいと思いますか。(O はいくつでも)



問 10 貴事業所の環境への取り組みについて外部へ発信していますか。(〇は 1 つ)



問 11 問 10 で「1.発信している」と回答した方に質問します。情報発信はどのような方法で行っていますか。(Oはいくつでも)



問 12 綾部市の環境についてご意見やご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

- 野生動物が多く、通勤中に遭遇して危険な思いをしている。動物との関わり、共存方法 などを考えながら生活したい。市には作物被害などが少なくなる様な取組を希望する。
- 過去にエコアクション21の認証を受けたが、資金などの事もあり、現在は一部のみ継続している。補助金などの支援があればありがたい。
- 社会に貢献したいと誰もが考えていると思うが、事業者が環境や社会貢献を行うには、 利益・売上確保が必要である。市内の事業者に余力や検討する時間も余財もないと思われ、余裕のある都市部の大・中企業が行っているにすぎない。市内で経済循環や余力があれば、環境問題解決に余力を使っていくと思う。
- 住宅などが近いにも関わらず、草木などを燃やす人がいる事。指導と説明が必要。
- 市内にたくさん古い民家があり、今にも倒れそうなものもたくさんある。台風時にはブロック塀より危険である。何とかならないのか。
- 医療現場では医療安全の為、リユースではなくディスポ化が進んでコストが増大しているが、保険制度のこれに対する担保が十分ではない。経営圧迫の要因の一つである。

# 資料3 綾部市の現況

# 1. 綾部市の歴史-文化と産業-

綾部市の舘町や青野町には弥生時代の遺跡が見られ、5世紀には、聖塚古墳や私市円山古墳などの大型の古墳が築造されています。また、6世紀頃には以久田野や久田山の群集墳に見られるように、大きな勢力が割拠していました。由良川の氾濫原や山麓には桑が自生し、養蚕の条件が整っていたため、養蚕機織に長じた秦(はた)氏、漢(あや)氏が移住し養蚕が盛んな地域となりました。

江戸時代の中頃から、商品経済が進み、商品作物の筆頭である木綿作りも盛んになっていきました。また、黒谷和紙は、京での販売を目指して技術改良に取り組まれました。江戸時代には交通網が発達し、陸路と併せて由良川の水運が物資輸送に大きな役割を果たしました。

明治維新を迎えると、廃藩置県により京都府に編入され、



私市円山古墳



あやベグンゼスクエア

明治 22 年の町村制施行により 1 町 13 村の行政町村となりました。明治 10 年代に中小製糸工場が勃興、やがて蚕糸同業組合を組織し、それは後に郡是製糸株式会社の創設(明治 29 年)、綾部製糸株式会社(後の神栄)の発足(大正 2 年)へと続きました。この製糸業の発展が、近隣市町村からの女子労働者の流入による人口増加をもたらし、本町・西町の商店街を支え、綾部を「蚕都」として発展させました。

一方、交通面では、明治37年、福知山舞鶴間に阪鶴鉄道が開通し、綾部駅が開設されました。明治43年には京都線(現山陰本線)の園部綾部間が開通し、交通の要衝として発展を続けました。

大正時代は、蚕糸業が盛んでしたが、昭和恐慌から第二次世界大戦にかけて工場は軍 需工場に改変していきました。

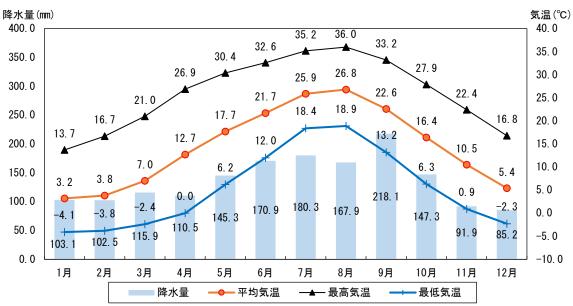


国宝光明寺仁王門

# 2. 気候

1988年から2017年までの30年間の平均値をみると、年平均気温は14.5度、最低気温は-4.1度、最高気温は36.0度となっています。また、降水量は年間で約1,639ミリメートルとなっており、夏季の降水量が多くなっていますが、8月は前後の月よりも少なくなっています。

このように、近畿圏北部の内陸に位置する綾部市の気候は、日本海中部に近い盆地型の気候となっているため、寒暖の差が大きい内陸型の特徴を示しています。



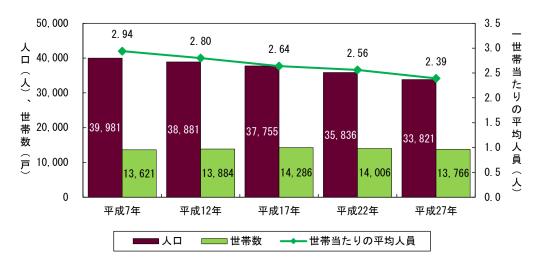
綾部近郊の降水量と気温(福知山地域気象観測所30年平均値)

資料: 気象庁 (気温 1988 年~2017 年、降水量 1988 年~2017 年の平均値)

# 3. 人口と世帯数

#### (1)人口・世帯数の推移

平成 27 年の国勢調査によると、綾部市の人口は 33,821 人で京都府の 1.3 パーセントを占めています。平成 7 年から平成 27 年にかけて、人口は 15.4 パーセント減少していますが、世帯数は 1.1 パーセント増加しています。その結果、1 世帯当たりの人員は、18.7 パーセントの減少となっています。



人口・世帯数及び1世帯当たり人員の推移

資料:国勢調査報告(各年10月1日現在)

#### (2) 地区別人口

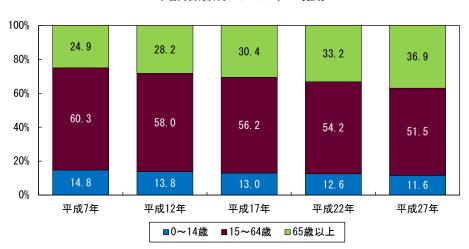
綾部市全体の人口は減少傾向にあり、地区別の人口の変化を見ると、近年、中筋地区の人口の増加が見られ、今後、市街化が進むものと考えられます。吉美地区では、あやべ桜が丘団地の分譲により、大幅な増加に転じています。中筋・吉美地区以外の人口は、減少傾向又は横ばいとなっています。

人口密度は、平成 27 年の国勢調査で 97.4 人/平方キロメートルとなっています。 綾部市では綾部駅周辺の市街地付近に人口が集中しており、口上林、中上林、奥上林地 区をはじめとする農山村地域では過疎化と高齢化が進行しています。

平成 27 年時点で綾部市の DID (人口集中地区) は綾部駅周辺の 3.48 平方キロメートルの範囲であり、この中に 12,046 人の市民が住んでいます。これは、市域の 1 パーセント足らずの面積に、全市民の 35.6 パーセントが集中して住んでいるということを意味しています。

#### (3)年齢階層別人口

平成7年から平成27年までの年齢階層別人口比率をみると、0歳~14歳と15歳~64歳の比率は減少傾向、65歳以上の比率は増加傾向にあり、少子高齢化の進行がうかがえます。

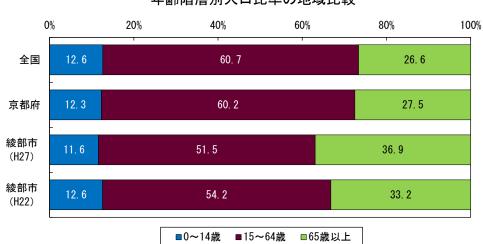


年齢階層別人口比率の推移

※不明を含まないため、合計が100パーセントにならないことがあります。

資料:国勢調査報告(各年10月1日現在)

地域別に年齢階層別人口比率をみると、平成 27 年の綾部市の 65 歳以上の割合は 36.9 パーセントであり、全国(26.6%)や京都府(27.5%)より約 10 ポイント高くなっており、綾部市の高齢化の進行は早くなっています。



年齢階層別人口比率の地域比較

※不明を含まないため、合計が 100 パーセントにならないことがあります。

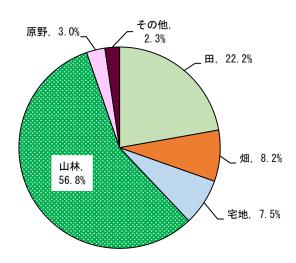
資料:国勢調査報告(各年10月1日現在)

# 4. 土地利用の状況

綾部市の平成 29 年の土地利用の状況は、山林が 56.8 パーセントと最も広く、次いで田 22.2 パーセント、畑 8.2 パーセント、宅地 7.5 パーセント、原野 3.0 パーセント、その他 2.3 パーセントとなっています。

地目別土地利用(平成29年1月1日現在)

Ħ	畑	宅地	山林	原野	その他	合計
23,512 千㎡	8,707 <b>千</b> ㎡	7,980 千㎡	60,142 <b>千㎡</b>	3,142 千㎡	2,483 千㎡	105,967 千㎡
22.2%	8.2%	7.5%	56.8%	3.0%	2.3%	100.0%



(注) 課税の対象にならない土地を除きます。田には介在田等、畑には介在畑等、山林には介在山林、その他には鉱泉地、牧場、雑種地、池沼を含みます。

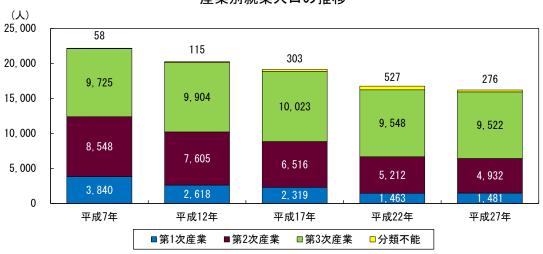
端数処理を行っているため、各地目別面積の合計、総数と内訳は整合しない場合があります。

資料:京都府統計書

# 5. 産業の状況

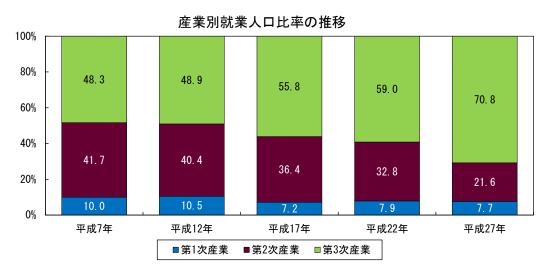
#### (1) 産業別就業人口

綾部市の就業人口(15歳以上就業者数)は、平成7年以降は減少傾向にあります。 産業別にみると、第1次産業、第2次産業は減少傾向で推移し、第3次産業は平成17年までは増加傾向を示していましたが、平成27年にかけて減少しました。就業人口比率の推移は第3次産業では増加しています。



産業別就業人口の推移

資料:国勢調査報告(各年10月1日現在)

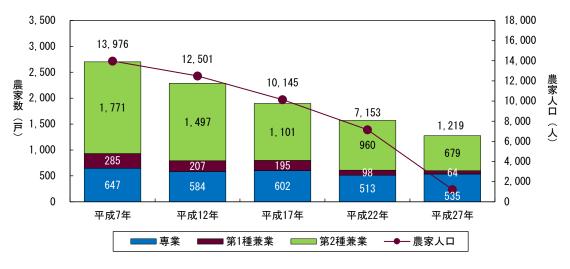


※不明を含まないため、合計が100パーセントにならないことがあります。

資料:国勢調査報告(各年10月1日現在)

#### (2)農業

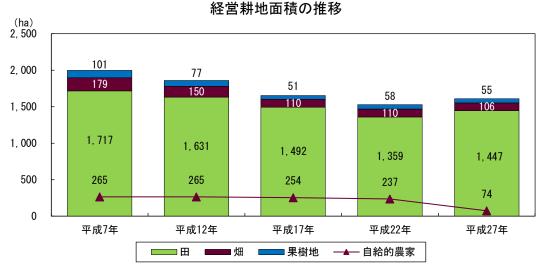
綾部市の農家数・農家人口の推移をみると、農家数、農家人口ともに減少傾向にあり ます。平成7年から平成27年にかけて、専業農家は17.3パーセント、第1種兼業 農家は77.5 パーセント、第2種兼業農家は61.7 パーセント、農家人口は91.3 パー セント減少しています。新規就農者の減少、農業人口の高齢化などにより、綾部市の農 業は衰退してきています。



農家数・農家人口の推移

資料:世界農林業センサス・農業センサス(各年2月1日現在)

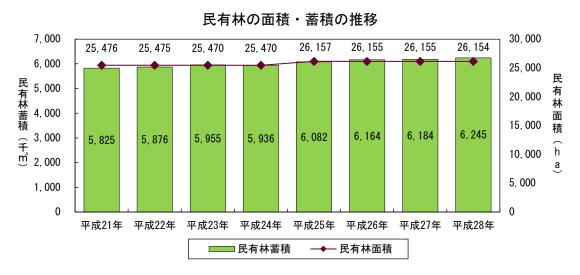
経営耕地面積については、平成7年から平成27年にかけて、自給的農家の面積は減 少しています。販売農家の田については平成27年に増加していますが、畑、樹園地の 面積はいずれも減少しています。



資料:世界農林業センサス・農業センサス(各年2月1日現在)

#### (3) 林業

綾部市の民有林の面積と蓄積の推移をみると、面積は平成25年以降横ばいとなっており、蓄積はやや増加傾向にあります。平成28年の民有林面積は、総面積の75パーセントを占めていますが、農業と同様、林業就業者数は年々減少を続けており、高齢化も進んでいます。



資料:あやべ統計書(各年4月1日現在)

#### (4) 製造業

綾部市の工業は、事業所数、従業者数、製造品出荷額等については平成 24 年から平成 27 年にかけて増加しています。

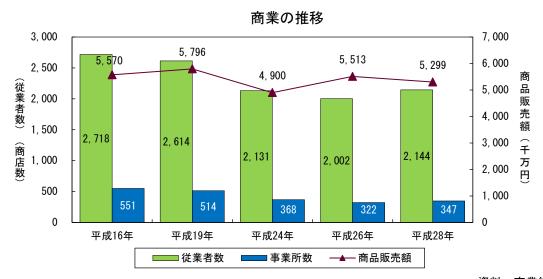


工業の推移

資料:工業統計調査

#### (5) 商業

綾部市の商業の推移をみると、平成 16 年から平成 26 年にかけて、事業所数と従業者数は減少傾向にありますが、商品販売額については、増減を繰り返しています。



資料:商業統計調査

# 6. 資源・エネルギー

#### (1) 電気消費量

綾部市の家庭用電気消費量(電灯消費量という。)は、気候の変動等により多少の変化はありますが、平成25年以降、減少傾向にあります。1人当たりの消費量についても減少傾向にあります。

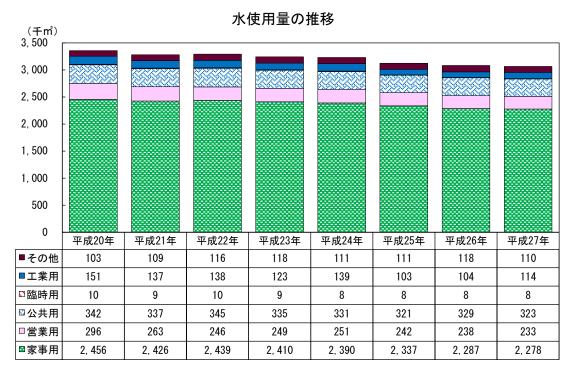


家庭用電気消費量の推移

資料:あやべ統計書(平成24年~平成27年)

#### (2) 水使用量

綾部市の水使用量の推移みると、平成27年度の工業用が前年度に比べて多くなっていますが、それを除くと、横ばいもしくは若干減少傾向にあります。

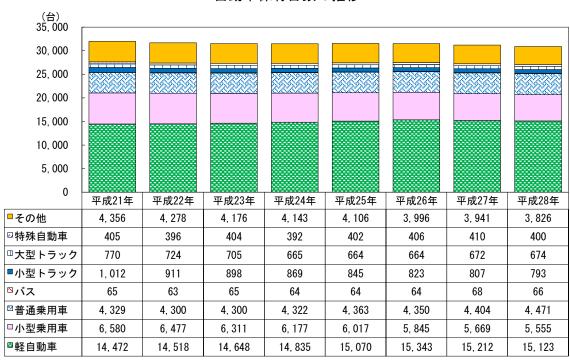


資料:綾部市上水道課

# 7. 運輸交通

#### (1) 自動車保有台数

自動車保有台数の推移をみると、やや減少傾向にあります。特に平成21年度からは、 小型、大型ともにトラックが1割以上減少しています。



自動車保有台数の推移

資料:あやべ統計書

#### (2) 広域的動向

綾部市を含む京都府中丹地域は、北近畿の中でも、歴史的特性や地域に根ざした特色ある産業の発展など、都市機能の集積が比較的進んでいる地域です。しかし、地域産業の構造的な不振や高速交通網をはじめとした都市基盤・産業基盤の高度化への対応の遅れ等により、全体的には地域活力の低下と過疎化、高齢化の進行が見られます。

ここ、近年は、舞鶴若狭自動車道の4車線化工事、JR山陰本線・舞鶴線の電化・高速化などの広域交通ネットワークの整備やあやべ桜が丘団地の分譲、綾部市工業団地、京都北部中核工業団地の分譲、舞鶴港のFAZ(輸入促進地域)指定など、綾部市周辺の広域圏内で産業・経済基盤の充実・強化のための事業が進んでいます。

# 8. 生活環境の現状

#### (1) 水環境

綾部市を流れる主要河川である由良川、上林川、八田川、犀川、伊佐津川はいずれも水質環境基準のA類型に指定されており、これら主要河川の水質は、BODに関しては、環境基準(A類型:2mg/I以下)をほぼ達成しています。

(mg/I)2. 5 2. 0 1.5 1.0 0.5 0.0 平成20 平成21 平成23 平成26 平成22 平成24 平成25 平成27 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 年度 ━━━ 五郎橋(上林川) 0.8 0.7 0.7 0.8 0.6 0.6 0.5 0.5 -- 山家橋(由良川) 1. 0 0.8 1. 1 0.7 0. 6 0. 5 0. 6 0. 5 小貝橋 (犀川) 1. 2 0.9 0.9 1.0 0.9 0.8 0.7 0.6 八田川橋(八田川) 1. 6 1. 2 1.1 1.1 1. 2 0.8 1.0 0.9 - 和紙の里橋(伊佐津川) 0.8 0.7 0.7 0.7 1. 2 0.5 0.6 0.5

市内主要河川の水質の経年変化 (BOD)

資料:あやべ統計書

#### (2) 大気環境

市内の一般環境大気測定局(綾部測定局)における二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)、浮遊粒子状物質\*(SPM)等の大気汚染物質濃度の測定結果は、いずれも環境基準を達成し、良好な状態を維持しています。しかし、光化学オキシダント\*(O<sub>X</sub>)については、環境基準を達成していません。

#### ○二酸化窒素 (年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する範囲の一番高い値)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0.012	0.012	0.011	0.010	0.010	0.010

環境基準は、1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

#### [参考] 窒素酸化物(年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当する範囲の一番高い値)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0.016	0.017	0.016	0.015	0.015	0.015

#### ○浮遊粒子状物質(年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値)

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
0.043	0.052	0.042	0.04	0.027	0.027

環境基準は、1 時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m3以下であること。

#### 〇光化学オキシダント

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を	日	81	77	73	71	57	62
超えた日数と時間数	時間	379	383	430	406	297	342
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.099	0.098	0.116	0.105	0.091	0.098

環境基準は、6 時から 20 時までの昼間時間帯の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

資料:京都府環境白書

- ・光化学オキシダント:自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などの一次汚染物質が太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する物質。光化学スモッグの原因とされている。
- ・浮遊粒子状物質 (SPM): 大気中に浮遊する粒径が 10 μm 以下の粒子状の物質は、呼吸器に悪影響をあたえることから浮遊粒子状物質と呼ばれ環境基準が設定されている。発生源は工場や自動車等社会・経済活動や風による土壌粒子の舞い上がりなど自然由来もある。

# (3) 騒音・悪臭

#### (騒音)

騒音の発生源は工場や事業所が主なものですが、近年は建築物の解体工事等に伴う騒音の苦情が発生しています。また、空調機から発生する生活騒音などの苦情も寄せられています。

#### (無臭)

悪臭に関する苦情件数は非常に少ないですが、ごみの野焼きや畜産施設からの苦情が寄せられています。

公害苦情件数の推移 (件) 25 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成28年度 平成29年度 平成27年度 ■その他 □悪臭 ■騒音・振動 □水質 □大気(野焼き) ■大気 

資料:綾部市環境保全課

#### (4) 廃棄物

#### (ごみ処理の状況)

ごみ量は平成21年度から平成28年度にかけて、増減を繰り返しながら減少傾向にあります。



資料:あやべ統計書

#### (不法投棄)

綾部市は、交通のアクセスがよく、また、山間部に谷が複雑に入り込んだ地形である ことから廃棄物の不法投棄が発生しています。今後、家電リサイクル法によるリサイク ル品目の追加等により、不法投棄の増加が懸念されます。

#### (5) 有害化学物質

ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気排出基準の改正で、綾部市の中間処理施設が有する廃棄物焼却能力規模ではそれまでの80ナノグラム\*から5ナノグラムに規制強化されました。

綾部市では、平成 14 年 11 月から綾部市クリーンセンターで可燃ごみを固形燃料にして処理していますが、ダイオキシン類などの有害な物質を除去する最新の設備を設置しており、環境にやさしい施設となっています。特に、排ガス中のダイオキシン類は、基準値の 50 分の 1 以下となる 0.1 ナノグラム以下に抑えています。

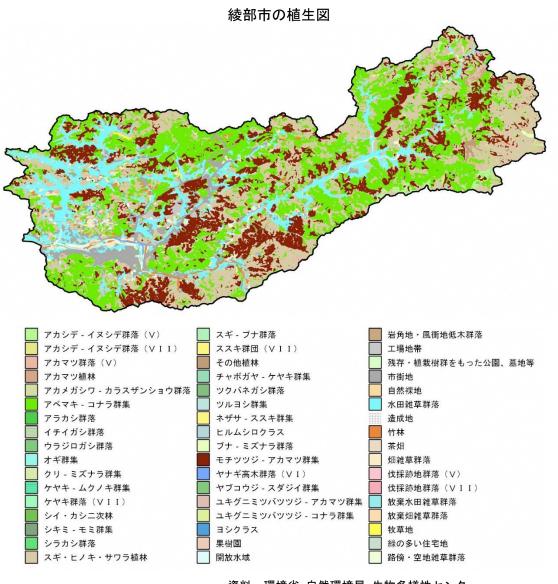
・ナノグラム (ng): 重さの単位で、10 億分の 1 グラム (=10<sup>-9</sup> グラム) を表す。

# 9. 自然環境の現状

#### (1) 植生

綾部市は、水質的にも恵まれた由良川が流れ、また、市内の森林面積が 77%と丹波山系等の豊かな緑、そして、スターウォッチングでも見える星の数が全国で上位に位置する美しい夜空など、四季折々に表情を変える豊かな自然環境に恵まれた山紫水明のまちであり、その豊かな緑や水は市民に潤いを与え、自然環境を活かした産業の発展や独特の文化と伝統を育んできました。

綾部市の植生は、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、アベマキ-コナラ群集、モチツツジ-アカマツ群集から成り立っており、一部にスギ-ブナ群落がみられます。ブナ、シャクナゲとツキノワグマが同域に生育、生息している国内では唯一の場所である頭巾山のブナ原生林等の原生的な自然環境は希少であり、他に社寺林などの歴史的な自然環境、また、君尾山光明寺の大トチをはじめとする巨樹・巨木や立岩などの特異な地形など、優れた自然環境を有しています。



資料:環境省 自然環境局 生物多様性センター 1/25,000 植生図 GIS データを使用し、編集・加工したもの

#### (2) 環境保全地区等

#### ①鳥獣保護区

綾部市の鳥獣保護区は下表の 6 箇所です。種別としては、森林鳥獣保護区が 2 箇所で 232ha、身近な鳥獣生息地が 4 箇所で 296ha となっています。

鳥獣保護区

	面積	i(ha)			
名称	鳥獣 保護区	特別 保護地区	種別	当初設定	存続期間
味方	200	_	森林鳥獣	昭和 45 年 11 月 1日	平成 22 年 11 月 1 日 ~平成 32 年 10 月 31 日
井根山	32	_	森林鳥獣	昭和 62 年 10 月 30 日	平成 29 年 11 月 1 日 ~平成 39 年 10 月 31 日
本宮山	5	_	身近な鳥獣生息地	昭和 52 年 11 月 1日	平成 29 年 11 月 1 日 ~平成 39 年 10 月 31 日
寺山	279	_	身近な鳥獣生息地	昭和 52 年 11 月 1日	平成 29 年 11 月 1 日 ~平成 39 年 10 月 31 日
物部	11	_	身近な鳥獣生息地	昭和 63 年 11 月 1日	平成 29 年 11 月 1 日 ~平成 39 年 10 月 31 日
山家城址	1	_	身近な鳥獣生息地	昭和 52 年 11 月 1日	平成 29 年 11 月 1 日 ~平成 39 年 10 月 31 日

資料:京都府レッドデータブック2015

#### ②国·府指定文化財

綾部市における環境に係る国や府指定文化財は下表のとおり 10 件指定されており、 天然記念物が3件、名勝が1件、文化財環境保全地区6件となっています。市指定の ものはありません。

国 · 府指定文化財

区分	種別	指定年月日	名称	所在地
国指定	史跡名勝天然記念物	平成 6年 3月23日	私市円山古墳	私市町
国指定	史跡名勝天然記念物	平成 4年 5月 6日	聖塚·菖蒲塚古墳	多田町
国指定	史跡名勝天然記念物	昭和 45 年 9月17日	照福寺庭園	鷹栖町
府指定	天然記念物	平成 3年 4月19日	君尾山のトチノキ	五津合町
府指定	名勝	平成 6年 2月18日	正暦寺庭園	寺町
府決定	環境保全地区	昭和 62 年 4月 15日	阿須々岐神社文化財環境保全地区	金河内町
府決定	環境保全地区	昭和61年 4月15日	石田神社文化財環境保全地区	安国寺町
府決定	環境保全地区	昭和60年5月15日	八幡宮文化財環境保全地区	於与岐町
府決定	環境保全地区	平成 3年 4月19日	八幡宮文化財環境保全地区	八津合町
府決定	環境保全地区	平成 14 年 3 月 26 日	高倉神社文化財環境保全地区	高倉町

資料:綾部市ホームページ

#### ③地形レッドデータリスト

綾部市における地形レッドデータリストは下表のとおり2件指定されています。

地形レッドデータリスト

名称	分類	分類 細分 地域		京都府カテゴリー
弓削地区還流丘陵	河川地形	還流丘陵	綾部市五津合町弓削	要注意
弥仙山	組織地形	残丘地形	綾部市字於与岐、舞鶴市字池ノ内	要継続保護

資料:京都府レッドデータブック 2015

#### ④地質レッドデータリスト

綾部市における地質レッドデータリストは下表のとおり2件指定されています。

地形レッドデータリスト

名称	分類 細分		時代区分	地域	京都府 カテゴリー
夜久野複合岩体 のダト一石	鉱物	珪酸塩鉱物	古生代ペルム紀	綾部市上杉町施福寺	消滅危惧
大山 hpm-1 火山灰層	堆積物		新生代第四紀更新世	綾部市小畑町、下八田町	消滅危惧

資料:京都府レッドデータブック 2015

#### ⑤京都の自然200選

綾部市における京都の自然 200 選は下表のとおり、植物部門は 2 件、動物部門は指定なし、地形・地質部門は 3 件、歴史的自然環境部門は 4 件となっています。

京都の自然200選

植物部門	動物部門	地形·地質部門	歴史的自然環境部門
・光明寺の「幻の大トチ」	_	- 早稲谷川上流域の滝群	・八幡山
・頭巾山のブナ林		(八反の滝、裏八反の滝、弁天の滝)	(高津八幡宮・高津城跡)
		-弥仙山	•山家城址
		•立岩	•丹波安国寺
			•頭巾山

資料:京都府ホームページ(京都の自然 200 選)



光明寺の「幻の大トチ」



早稲谷川上流域の滝群



丹波安国寺

# 10. 快適環境の現状

#### (1)上水道・簡易水道の状況

綾部市の給水人口は、平成 28 年度末の時点で上水道 27,444 人、簡易水道 5,023 人であり、水道普及率(簡易水道を含む)は 93.6 パーセントとなっています。給水人口及び給水量については、若干減少しています。

簡易水道において、水質・水量の安定化と未普及地域の解消に向けて統合や改良整備 の推進事業を進めているところです。

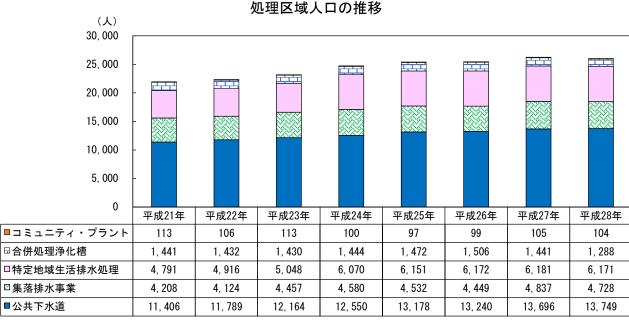


上水道・簡易水道の給水人口の推移

資料:あやべ統計書

# (2)下水道整備の状況

平成 28 年度末の汚水処理人口普及率は、76.0 パーセントと順調に推移し、平成 21 年度に比べ約 17 パーセント向上しています。しかし、京都府内や近隣市の平均値と比較すると依然として低い状況にあります。

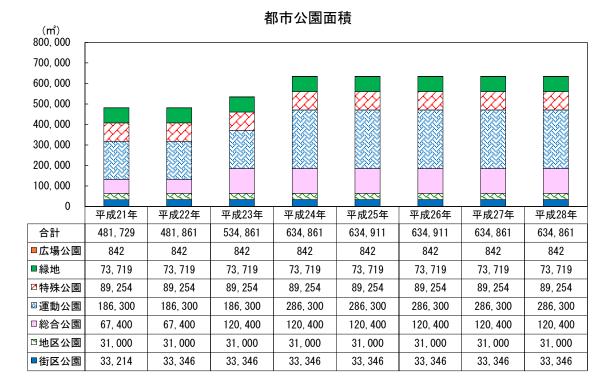


資料:綾部市環境保全課·下水道課

#### (3) 公園整備の状況

近年、綾部市では、高倉公園、総合運動公園、紫水ヶ丘公園の整備拡充や区画整理地等の街区公園など公園整備を推進してきました。

このような公園整備の進展により、平成 21 年度に 43 か所 481,729 平方メートルであったものが、平成 28 年度には 44 か所 634,861 平方メートルと 31.8 パーセント増えました。



資料: あやべ統計書(各年度3月末現在)

#### (4) 歴史的文化的遺産

古い歴史を持つ綾部市には、光明寺二王門、私市円山古墳をはじめとする多数の歴史的遺産が現存しています。

睦寄町君尾山中腹にある光明寺二王門は、宝治2年(1248年)の建立で、国宝に指定されています。光明寺は、庄内に大きな勢力を誇った大寺院でしたが、大永の乱の際、そのほとんどを焼失し、この二王門だけが戦火を逃れて今に残るものです。門は類例の少ない鎌倉時代の二重門で、屋根も日本で珍しい「とちぶき」となっています。

私市円山古墳は、昭和 63 年、高速道路の建設に伴う事前の発掘調査によって発見された京都府内最大の円墳です。今からおよそ 1,500 年前に、由良川流域を治めていた王の墓で、その内容や規模から見て、かなり大きな力の持ち主であったと思われます。古墳は直径が約 70 メートル、造り出しを含めると、全長は 80 メートルに達します。また、高さ 10 メートルの斜面は三段に造られ、周囲には葺石と呼ばれる河原石が約 6万個、埴輪が約 1,000 基めぐらされていました。貴重なこの古墳を残すため、高速道路の工法を変更し、1,500 年前の姿そのままに整備・復元して、平成 5 年 5 月に史跡公園としてオープンしました。

黒谷の和紙作りは、平家の落人がこの地に住み着き、和紙を作ったことに始まると伝えられています。800年の伝統を誇るこの黒谷和紙は、日照時間が短く凍てつく山間の厳しい自然条件の下で、妥協することなく古来そのままの方法で生み出されています。 黒谷の里の紙干しの風景は、冬の風物詩であり、和紙作りは府の指定無形文化財となっています。

毎年秋に、中筋町の島万神社において奉納される太刀振と太鼓踊は、五穀豊穣と収穫の喜びを表す古い型の踊りで、農民芸能のルーツをたどる貴重な鍵として、京都府の無形民俗文化財に登録されています。

また、毎年2月3日の夜から4日末明にかけて催される大本節分祭は、1年の幸せと無病息災を祈る祭りです。厳冬の深夜の行事であるにも関わらず、大祭には全国から数千人が訪れ、人形流しや「福は内、鬼は内」のユニークな豆まきを行います。

# 11. 地球温暖化の現状

#### (1)地球温暖化のメカニズム

大気中に含まれている二酸化炭素( $CO_2$ )やメタン等の「温室効果ガス」は、太陽エネルギーによって暖められた地表から宇宙へ放射される赤外線(熱)を吸収して気温を一定に保つ「温室効果」の働きを持ち、地球上の生物が生存するために必要不可欠な存在です。

現在の地球の平均気温は 14 度前後です。これは、水蒸気や二酸化炭素等の「温室効果ガス」によるもので、もし温室効果ガスが全く存在しなければ、地球の平均気温はマイナス 19 度になると言われています。つまり、温室効果ガスは生物が生きるために必要不可欠なものです。

しかし、18 世紀の産業革命以降、文明の進化に伴い、私たちは石炭や石油等の化石 燃料を大量に使用し、CO<sub>2</sub>を主とした「温室効果ガス」を多く排出するようになりました。

今日の地球温暖化は、人類の活動によって大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、温室効果が高まったことが原因と考えられています。

地表の気温は太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で日射が吸収され加熱された地表面から、赤外線の形で熱が放射され温室効果ガスがこの熱を吸収しその一部を再び下向きに放射し、再び地表面や下層大気を加熱という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれています。ところが近年、産業の発展や森林の開拓などの人間活動の活発化に伴って、温室効果ガスの濃度が増加し、地球規模での気温上昇(温暖化)が進行しています。

# 大陽光 さらに温室効果ガスが増加すると… 太陽光 温室効果ガス 温室効果ガス 地球 海 赤外線 陸

温室効果ガスのしくみ

資料:綾部市地球温暖化対策実行計画 区域施策編(平成28年3月)

#### (2) 地球温暖化の影響

#### ① 世界的な影響

地球温暖化は、気温の上昇ばかりでなく、海面上昇や異常気象、生態系の破壊、食料 生産への悪影響、水資源の枯渇等、人類の存続に関わる深刻な問題を引き起こすと言われています。すでに北極の氷や山岳の氷河の減少、動植物の生息域の変化等、地球温暖 化が原因であるといわれる現象が世界各地で見られるようになってきました。

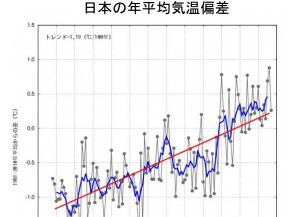
2007(平成 19)年2月に発表された、国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC) 第4次評価報告書によると、この100年間で地球の平均気温は0.74度上昇し、その

ほとんどは、人為起源の温室効果ガスの増加によってもたらされた可能性が非常に高いとされています。また、同報告書の予測によると今世紀末の世界の平均気温は、環境保全と経済発展を地球規模で両立させる努力をした場合でも 1.1~2.9 度上昇し、化石エネルギーを重視する高い経済成長を目指した場合には 2.4~6.4 度上昇するとされています。(1980 年~1999 年の平均との比較)。

#### ② 国内への影響

地球温暖化による我が国への影響として、動植物の生態分布の変化、局地的豪雨の発生頻度の増加、農作物の品質低下等が 予測されております。

近年、熱帯夜・真夏日の日数、日平均気温は、ヒートアイランド現象\*や地球温暖化により増加・上昇傾向にあります。

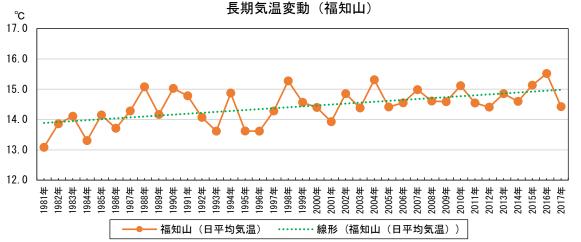


資料: 気象庁気象統計情報

#### ③ 綾部市の長期気温変動

綾部市近辺(福知山地域気象観測所)の日平均気温は、変動を繰り返しながら増加傾向にあり、1981年から2017年の30年間に約1度上昇しています。

2.0 1890 1900 1910 1920 1930 1940



資料:気象庁

1990 2000 2010 2020

・ヒートアイランド現象:都市の中心部の気温を等温線で表すと郊外に比べて島のように高くなる こと。都市化により緑地や水面・農地が減少して熱の蒸散効果が低下し、逆に アスファルトやコンクリートなどの人工構造物が増えて、熱が吸収・蓄積されやすくなったことなどが原因。

#### (3) 温室効果ガスの排出状況

#### ①綾部市の排出量

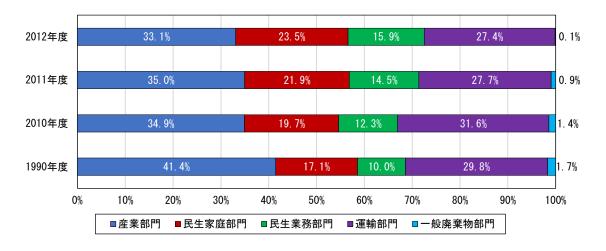
綾部市における基準年度(2012年度)の温室効果ガス排出量は、218,044 t-CO<sub>2</sub> でした。内訳は産業部門が33.1 パーセントを占め、次いで運輸部門の27.4 パーセント、民生業務部門、民生家庭部門はそれぞれ23.5 パーセント、15.9 パーセント、また一般廃棄物部門は0.1 パーセントとなっています。

1990 年度からの推移をみると、産業部門、運輸部門及び一般廃棄物部門は減少傾向にあり、2012 年度は 1990 年度に比べ総排出量が 4.3 パーセント減少しています。

#### 綾部市のCO<sub>2</sub>排出量

 $(t-CO_2)$ 

部門		1990 年度	2010 年度	2011 年度	2012 年度 (基準年度)	割合
産業部門	製造業	71,865	63,258	70,843	63,458	
	建設業・鉱業	5,712	3,422	3,054	3,037	22.10/
	農林水産業	16,896	5,260	5,260	5,650	33.1%
	計	94,473	71,940	79,157	72,145	
民生家庭部門		39,020	40,545	49,483	51,244	23.5%
民生業務部門		22,821	25,399	32,854	34,717	15.9%
運輸部門	自動車	65,807	62,715	59,188	55,916	
	鉄道	2,027	2,447	3,462	3,796	27.4%
	計	67,834	65,162	62,650	59,712	
一般廃棄物部門		3,808	2,885	2,133	226	0.1%
合計		227,956	205,931	226,277	218,044	100.0%

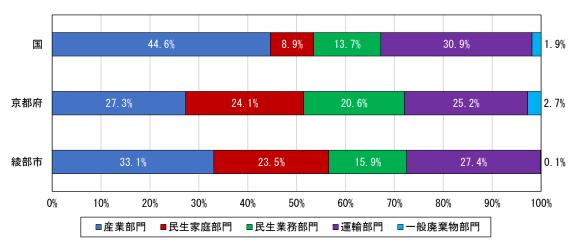


資料:綾部市地球温暖化対策実行計画 区域施策編(平成28年3月)

#### ②温室効果ガス排出量の比較

綾部市の温室効果ガス排出量の特徴は、2012 年度でみると主要な 4 部門の内、運輸部門が市全体の 27.4 パーセントと高くなっています。これは、交通機関の利用頻度が少ない農村部における自動車の利用比率が著しく、利便性を追求したライフスタイルが浸透していることが挙げられます。

また、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門における排出量は、大きな差がなくほぼ均等な割合となっています。



国・府との温室効果ガス排出量の比較

※部門ごとのデータの積み上げ方が異なるため、単純な比較はできません。

資料:綾部市の排出量 2012年度

京都府の排出量 京都府における温室効果ガスの排出量について (2015年) 国の排出量 日本国温室効果ガスインベントリ報告書 2018年 (2018年4月)

#### ③綾部市の温室効果ガス総排出量の将来推計

綾部市における温室効果ガス総排出量の将来推移は、下図のとおりです。綾部市における温室効果ガスの将来の総排出量は、2020(平成32)年度は202,915 t -  $CO_2$  と予測されます。この数値は、1990(平成2)年度と比較すると25,041 t -  $CO_2$  (11%)の減少、また2012(平成24)年度と比較すると15,089 t -  $CO_2$  (6.9%)減少することが予測されます。また、2025(平成37)年度の予測数値は193,855 t - $CO_2$  で、1990(平成2)年度と比較すると34,101 t -  $CO_2$  (15%)の減少、また2012(平成24)年度と比較すると24,149 t -  $CO_2$  (11%)の減少が見込まれます。



排出量の将来予測

資料:綾部市地球温暖化対策実行計画 区域施策編(平成28年3月)

#### 4国及び京都府の目標

国は現時点で、2020 (平成32) 年度の温室効果ガスを、2005 (平成17) 年度と比べて3.8%削減することとしています。そして、2030 (平成42) 年度には、2013 (平成25) 年度比26%削減・2005 (平成17) 年度比では25.4%の削減、そして2050 (平成62) 年度には、1990 年度比80%以上削減することとしています。

また、京都府では、当面の目標として、2020(平成32)年度までに府内全域における年間の温室効果ガス排出量を1990(平成2)年度と比べて25%削減することとしています。そして、2030(平成42)年度には、1990(平成2)年度と比べて40%削減することとし、2050年度には、1990(平成2)年度と比べて80%以上削減することとしています。

	国	京都府				
2020 年度 (当面の目標)	2005 年度比 3.8%削減	1990 年度比 25%削減				
2030 年度 (中期的な目標)	2013 年度比 26%削減 2005 年度比 25.4%削減	1990 年度比 40%削減				
2050 年度 (長期的な目標)	1990 年度比 80%以上削減	1990 年度比 80%以上削減				

国及び京都府の削減目標

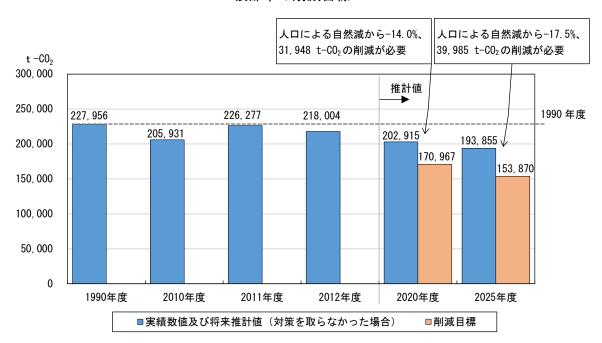
資料:綾部市地球温暖化対策実行計画 区域施策編(平成28年3月)

#### ⑤綾部市の目標

国、京都府の削減目標及び近隣市町村の削減目標を勘案し、基準年は、京都府及び近隣市町村同様に、1990(平成2)年度として、計画目標年度は、計画期間の中間2020(平成32)年度時点で、1990(平成2)年度比25%削減、また、「綾部市地球温暖化対策実行計画 区域施策編」(平成28年3月)終了年である2025(平成37)年度時点で、1990(平成2)年度比で32.5%の削減目標を掲げて取り組んでいきます。

わが国の電力は原子力、石炭、LNG、石油の火力と水力発電を中心に賄われてきましたが、2011 年 3 月の東日本大震災によって今後のエネルギー情勢が不透明となっています。しかし CO<sub>2</sub> 排出による地球温暖化はますます進み、日本の各地でも集中豪雨による浸水被害が発生し、多くの犠牲者が出ています。私たちは、早急に CO<sub>2</sub> 排出を抑制する取組を進めなければなりません。

#### 綾部市の削減目標



# 12. 綾部市環境審議会審議等の経過

- (1)第1回会議(第2回綾部市環境審議会:平成30年12月17日)
  - •「第3次綾部市環境基本計画」の策定について 諮問
  - •「第3次綾部市環境基本計画(案)」 審議
- (2)パブリック・コメント募集(平成30年12月28日から平成31年1月17日まで)
- (3) 第2回会議(第3回綾部市環境審議会:平成31年1月25日)
  - ・第2回綾部市環境審議会以降の経過報告
  - ・「第3次綾部市環境基本計画(見直し案)」 審議
- (4) 第3回会議(第4回綾部市環境審議会:平成31年2月20日)
  - ・ 第3回綾部市環境審議会以降の経過報告
  - •「第3次綾部市環境基本計画(最終案)」 審議
- (5) 答申(平成31年2月21日)

# 13. 綾部市環境審議会委員名簿

(50 音順・敬称略)

	氏	名			備	考	
安	積	幸	代				
岩	﨑	拓	司				
笠	原	淳	史				
JII	端	勇	夫				
熊	内	久	志				
塩	見	勝	美				
中	村	孝	行	,	会	長	
西	田	紀	子				
林		多素	子				
見	木		豊				
幹	田	秀	和				
山	田	松	雄		副会	長	
渡	邊	君	子				

美しい山河のもとで ゆったりやすらぎのまち 綾部



# 第3次綾部市環境基本計画 発行:平成31年3月

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 TEL 0773-42-3280 代表 0773-42-1489 環境保全課 FAX 0773-43-2840 環境保全課 E-mail kankyohozen@city.ayabe.lg.jp ホームページ http://www.city.ayabe.lg.jp